

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

「中央省庁等改革関係法施行法第十五条の施行後（平成十二年七月一日）」

第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国債証券
 - 二 地方債証券
 - 三 特別の法律により法人の発行する債券（次号に掲げるものを除く。）
 - 三の二 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）に規定する特定社債券
 - 四 社債券（相互会社の社債券を含む。以下同じ。）
 - 五 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（次号、第五号の三及び第七号の二に掲げるものを除く。）
 - 五の二 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（第六十六條第六項において「優先出資証券」という。）又は優先出資引受権を表示する証券
 - 五の三 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券
 - 六 株券（端株券を含む。以下同じ。）又は新株引受権を表示する証券若しくは証券
 - 七 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する証券投資信託又は外国証券投資信託の受益証券
 - 七の二 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律に規定する投資証券又は外国投資証券
 - 七の三 貸付信託の受益証券
 - 八 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、総理府令で定めるもの
 - 九 外国又は外国法人の発行する証券又は証券で第一号から第六号まで又は前二号の証券又は証券の性質を有するもの
 - 十 外国法人の発行する証券又は証券で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもののうち、総理府令で定めるもの
 - 十の二 （略）
 - 十の三 前各号に掲げる証券又は証券の預託を受けた者が当該証券又は証券の発行された国以外の国において発行する証券又は証券で、当該預託を受けた証券又は証券に係る権利を表示するもの
 - 十一 前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証券
- （略）
- この法律において「証券業」とは、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関以外の者が次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。
- 一 有価証券の売買（有価証券先渡取引を除く。以下この項において同じ。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（有価証券の売買にあつては、第七号に掲げるものを除く。）

- 二 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引の媒介、取次ぎ又は代理（有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理にあつては、第七号に掲げるものを除く。）
 - 三 次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - イ 取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引
 - ロ 外国有価証券市場（取引所有価証券市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。以下同じ。）における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引
 - 三の二 有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引若しくは有価証券店頭指数等スワップ取引（以下「有価証券店頭デリバティブ取引」という。）又はこれらの取引の媒介、取次ぎ若しくは代理（以下「有価証券店頭デリバティブ取引等」という。）
 - 四 有価証券の引受け（有価証券の募集若しくは売出し又は私募に際し、第六項各号のいずれかを行うことをいう。）
 - 五 有価証券の売出し
 - 六 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
 - 七 有価証券の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として次に掲げる売買価格の決定方法又はこれに類似する方法により行うもの
 - イ 証券取引所に上場されている有価証券について、当該証券取引所が開設する取引所有価証券市場における当該有価証券の売買価格を用いる方法
 - ロ 第七十五条第一項の規定により登録を受けた有価証券について、当該登録を行う第六十七条第一項に規定する証券業協会が公表する当該有価証券の売買価格を用いる方法
 - ハ 顧客の間の交渉に基づく価格を用いる方法
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、総理府令で定める方法
- この法律において「証券会社」とは、第二十八条の規定により金融再生委員会の登録を受けた株式会社をいう。
- （略）
- この法律において「有価証券先物取引」とは、売買の当事者が証券取引所の定める基準及び方法に従い、将来の一定の時期において有価証券（政令で定めるものを除く。以下この項及び第十五項第一号において同じ。）及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつている有価証券の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引をいう。
- この法律において「有価証券指数等先物取引」とは、証券取引所の定める基準及び方法に従い、当事者があらかじめ有価証券指数（株券その他総理府令で定める有価証券について、その種類に応じて多数の銘柄の価格の水準を総合的に表した株価指数その他の指数で証券取引所の指定するものをいう。以下同じ。）として約定する数値（以下「約定指数」という。）又は有価証券（株券その他総理府令で定める有価証券のうち証券取引所の指定するものに限る。）の価格として約定する数値（以下「約定数値」という。）と将来の一定の時期における現実の当該有価証券指数の数値（以下「現実指数」という。）又は現実の当該有価証券の価格の数値（以下「現実数値」という。）の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引をいう。

この法律において「有価証券オプション取引」とは、証券取引所の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引をいう。

一 有価証券の売買

二 有価証券指数等先物取引（これに準ずる取引で証券取引所の定めるものを含む。）

①（略）

第二十八条の四 金融再生委員会は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 八（略）

九 取締役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第五十六条第二項において同じ。）又は監査役のうち次のいずれかに該当する者のある株式会社

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 証券会社が第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項の規定により第二十八条の登録を取り消された場合若しくは外国証券会社が外国証券業者に関する法律第二十四条第一項若しくは同法第二十五条において準用する第五十六条の二第三項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又はこの法律若しくは外国証券業者に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役（外国証券業者に関する法律第四条第一項に規定する国内における代表者を含む。）であつた者（外国の法令の規定により当該外国において受けている当該登録を取り消された個人を含む。）でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第五十六条第二項の規定により解任を命ぜられた取締役若しくは監査役若しくは外国証券業者に関する法律第二十四条第二項の規定により解任を命ぜられた国内における代表者若しくは同項の規定により解職を命ぜられた役員又はこの法律若しくは外国証券業者に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた取締役若しくは監査役（これらに類する役職にある者を含む。）でその処分を受けた日から五年を経過しない者

ヘ 第七号に規定する法律の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十一条第七項の規定を除く。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない

者

十 (略)

第二十九条 証券会社は、次に掲げる業務を営もうとするときは、金融再生委員会の認可を受けなければならない。

一 第二条第八項第三号の二に掲げる行為を行う業務

二 第二条第八項第四号に掲げる行為のうち有価証券の元引受けを行う業務

三 第二条第八項第七号に掲げる行為を行う業務

・ (略)

第五十九条 (略)

前項に規定する子会社とは、会社がその過半数の株式又は過半数の出資を所有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその過半数の株式又は過半数の出資を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

(略)

第六十五条 (略)

前項本文の規定は、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が、次の各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う場合には、適用しない。

一 国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券（以下この項、次条及び第一百七条の二第一項において「国債証券等」という。） 第二条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売却に係るものに限る。）

二 前号に掲げる有価証券以外の有価証券で第二条第一項第八号に掲げる有価証券その他政令で定めるもののうち、発行の日から償還の日までの期間が一年未満のもの 同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売却に係るものに限る。）

三 第二条第一項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号から第七号の三まで及び第十号の二に掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号まで、第五号、第五号の二、第六号及び第七号の三に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。） 以外の有価証券のうち、同項第三号の二、第四号及び第五号の三に掲げる有価証券（政令で定めるものに限る。）並びに同項第十号に掲げる有価証券その他政令で定める有価証券（前号に掲げるものを除く。） 同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為（同項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売却に係るものに限る。）

四 第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券 同条第八項第一号から第三号までに掲げる行為（有価証券の売買及び有価証券の売却に係るものであつて政令で定めるものに限る。） 及び同項第六号に掲げる行為（有価証券の売出しの取扱いを除く。）

五 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券（政令で定めるものを除く。） 私募の取扱い

六 次に掲げる取引 第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為

イ 国債証券等に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（国債証券等のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ロ 外国市場証券先物取引（国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数に係るものに限る。）

ハ 第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち国債証券の性質を有するもの（以下「外国国債証券」という。）に係る有価証券先物取引

ニ 外国国債証券に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（外国国債証券のみの有価証券指数に係るこれらの取引を含む。）

ホ 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引（外国国債証券に係るものに限る。）

ヘ 外国市場証券先物取引（外国国債証券及び外国国債証券のみの有価証券指数に係るものに限る。）

七 次に掲げる取引 第二条第八項第三号の二に掲げる行為（ロに掲げる取引については、均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。）

イ 第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券店頭デリバティブ取引（第一号から第三号までに掲げる有価証券のみの有価証券店頭指数に係るものを含む。）

ロ 第一号から第三号までに掲げる有価証券以外の有価証券に係る有価証券店頭デリバティブ取引（第一号から第三号までに掲げる有価証券のみの有価証券店頭指数以外の有価証券店頭指数に係るものを含む。）のうち決済方法が差金の授受に限られているもの

第六十七条 証券業協会（以下この章において「協会」という。）は、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、かつ、投資者の保護に資することを目的とする。

協会は、有価証券（証券取引所に上場されていないものに限る。以下この項及び第七十五条第一項において同じ。）の流通を円滑ならしめ、売買その他の取引の公正を確保し、かつ、投資者の保護に資するため、有価証券（第七十五条第一項の規定により登録を受けたものに限る。）の売買（協会員が自己の計算において行うもの並びに協会員が媒介、取次ぎ及び代理を行うものに限る。第七十五条第一項において同じ。）のための市場（以下「店頭売買有価証券市場」という。）を開設することができる。

協会は、法人とする。

協会でない者は、証券業協会又はこれに類似する名称を用いてはならない。

第六十八条 協会は、証券会社でなければ、これを設立することができない。

証券会社は、協会の設立しようとするときは、金融再生委員会の認可を受けなければならない。

登録金融機関は、営業として第六十五条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について同項各号に定める行為を行う範囲において、前二項並びに第七十九条の六第一項及び第二項の規定の適用については、証券会社とみなす。

第七十五条 店頭売買有価証券市場を開設する協会は、当該店頭売買有価証券市場において売買を行わせようとする有価証券の種類及

び銘柄を当該協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録しなければならない。

(略)

第八十三条 金融再生委員会は、前条第一項の規定による免許の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 定款、業務規程及び受託契約準則の規定が法令に適合し、かつ、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引を公正かつ円滑ならしめ、並びに投資者を保護するために十分であること。

二 (略)

金融再生委員会は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、設立の免許を与えなければならない。

一 (略)

二 役員のうち第二十八条の四第九号イからヘまでのいずれかに該当する者があるとき。

三 免許申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

第八十八条 証券取引所の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 基本金及び出資に関する事項

五 七 (略)

八 経費の分担に関する事項

九 役員に関する事項

十 会議に関する事項

十一 業務の執行に関する事項

十二 規則の作成に関する事項

十三 取引所有価証券市場に関する事項

十四 会計に関する事項

十五 公告の方法

第九十五条 前条に規定する場合の外、会員は、左の事由によつて脱退する。

一 (略)

二 解散

三 除名

第一百七条の二 前条の規定にかかわらず、証券取引所は、定款の定めるところにより、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定

める者に、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場における当該取引を行うための取引資格を与えることができる。

一 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引（以下「証券先物取引等」という。） 会員以外の証券会社及び政令で定める外国証券会社

二 証券先物取引等（国債証券等に係る有価証券先物取引並びに第六十五条第二項第六号イ、八及び二に掲げる取引に限る。） 登録金融機関のうち総理府令で定める業務を行う者

（略）

第八十条 証券取引所は、その業務規程において、その開設する取引所有価証券市場ごとに、当該取引所有価証券市場における次に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。

一 （略）

二 有価証券の売買等の種類及び期限

三 有価証券の売買等の開始及び終了並びに停止

四 有価証券の売買等の契約の締結の方法

五 有価証券の売買等の受渡しその他の決済方法

六 前各号に掲げる事項のほか、有価証券の売買等に関し必要な事項

第八十一条 証券取引所は、有価証券をその売買のため上場しようとするときは、その上場しようとする取引所有価証券市場ごとに、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

（略）

第八十二条 金融再生委員会は、証券取引所が上場する株券等の発行者が発行者である株券等で当該証券取引所が上場していないものを、当該証券取引所が上場することが公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該証券取引所に対し、その株券等を上場すべきことを命ずることができる。

第八十三条 証券取引所は、売買のため上場した有価証券の上場を廃止しようとするときは、その上場を廃止しようとする取引所有価証券市場ごとに、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

（略）

第八十四条 金融再生委員会は、証券取引所が上場する有価証券の発行者がこの法律、この法律に基づく命令又は当該有価証券を上場する証券取引所の規則に違反した場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該証券取引所に対し、取引所有価証券市場における当該有価証券の売買を停止し、又は上場を廃止することを命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

（略）

第八十五条の十 （略）

② （略）

③ 金融再生委員会は、不正の手段により証券金融会社の役員となつた者があることを発見したとき、又は証券金融会社若しくはその

役員が法令若しくは法令に基づいてする行政官庁の処分違反したときは、当該証券金融会社に対し、その役員を解任を命ずることができる。

第六百六十七条の二 (略)

何人も、前項に規定する類似する市場により次に掲げる取引をしてはならない。

一 有価証券の売買

二 (略)

③ (略)

証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号) (抄)

「中央省庁等改革関係法施行法第三百三十七条の施行後(平成十三年一月六日)」

第四条 (略)

④ (略)

⑤ 特定募集等が行われる場合においては、当該特定募集等に係る有価証券の発行者は、当該特定募集等が開始される日の前日までに、内閣府令で定めるところにより、当該特定募集等に関する通知書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、開示が行われている場合における第三項に規定する有価証券の売出しでその売出価額の総額が一億円未満のもの及び第一項第三号に掲げる有価証券の募集又は売出しでその発行価額又は売出価額の総額が内閣府令で定める金額以下のものについては、この限りでない。

⑥ (略)

第五条 前条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする発行者は、その者が会社である場合(当該有価証券の発行により会社を設立する場合を含む。)においては、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合その他の内閣府令で定める場合には、第一号のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項を記載しないで提出することができる。

一 当該募集又は売出しに関する事項

二 当該会社の商号、当該会社の属する企業集団(当該会社及び当該会社が他の会社の議決権の過半数を所有していることその他の当該会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める要件に該当する者(内閣府令で定める会社その他の団体に限る。))の集団をいう。以下同じ。)及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項

(略)

第六条 次の各号に掲げる有価証券の発行者は、第四条第一項又は第二項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、前条の規定による届出書類の写しを当該各号に掲げる者に提出しなければならない。

一 証券取引所に上場されている有価証券 当該証券取引所

二 流通状況が前号に掲げる有価証券に準ずるものとして政令で定める有価証券 政令で定める証券業協会

第七条 第四条第一項又は第二項の規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条の規定による届出書類に記載すべき重要な事項の変更その他公益又は投資者保護のため当該書類の内容を訂正する必要があるものとして内閣府令で定める事情があるときは、届出者（会社の成立後は、その会社。以下同じ。）は、訂正届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。これらの事由がない場合において、届出者が当該届出書類のうちに訂正を必要とするものがあると認めるときも、同様とする。

第九条 内閣総理大臣は、第五条若しくは第七条の規定による届出書類に形式上の不備があり、又はその書類に記載すべき重要な事項の記載が不十分であると認めるときは、届出者に対し、訂正届出書の提出を命ずることができる。この場合においては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

②④（略）

第十条 内閣総理大臣は、有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、いつでも、届出者に対し、訂正届出書の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四条第一項又は第二項の規定による届出の効力の停止を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

②（略）

第十二条 第六条の規定は、第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により訂正届出書が提出された場合に準用する。

第十三条（略）

② 前項の目論見書は、その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券にあつては第五条第一項の規定による届出書（当該届出書に係る第七条の規定による訂正届出書を含む。）に記載すべき事項（内閣府令で定めるものを除く。）を、既に開示された有価証券にあつてはその売出しにつき第四条第一項ただし書又は第二項ただし書の規定の適用がないものとしたときに第五条第一項の規定による届出書に記載すべきこととなる事項（内閣府令で定めるものを除く。）に関する内容を記載したものでなければならない。ただし、その募集若しくは売出しにつき第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券に係る目論見書のうち第五条第四項の規定の適用を受ける届出書を提出した者の作成する当該届出書に係る目論見書又は内閣府令で定める要件を満たす目論見書については、当該目論見書において参照書類を参照すべき旨記載した場合には、同条第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

③ 第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生ずることとなる日前に行う有価証券の募集又は売出しのために使用する目論見書については、前項の規定により記載すべき内容のうち内閣府令で定めるものを省略して記載することができる。

④ 第一項の目論見書には、第二項の規定により記載すべき事項のほか、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項に関する内容を記載しなければならない。

⑤・⑥ (略)

第十五条 (略)

② 発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社又は登録金融機関は、前項に規定する有価証券又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ又は売り付ける場合には、第十三条第二項及び第四項の規定に適合する目論見書を、あらかじめ又は同時に交付しなければならぬ。ただし、証券会社又は登録金融機関が他の証券会社又は登録金融機関に取得させ、又は売り付ける場合その他内閣府令で定める場合は、この限りでない。

③ 前項の規定は、第一項に規定する有価証券の募集又は売出しに際してその全部を取得させることができなかつた場合におけるその残部(第二十四条第一項第一号及び第二号に掲げるものに該当するものを除く。)を、当該募集又は売出しに係る第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じた日から三月(第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。)を経過する日までの間において、募集又は売出しによらないで取得させ、又は売り付ける場合について準用する。

第二十三条の三 有価証券の募集又は売出しを予定している当該有価証券の発行者で、第五条第四項に規定する者に該当するものは、当該募集又は売出しを予定している有価証券の発行価額又は売出価額の総額(以下「発行予定額」という。)が一億円以上の場合において、内閣府令で定めるところにより、当該募集又は売出しを予定している期間(以下「発行予定期間」という。)、当該有価証券の種類及び発行予定額、当該有価証券について引受けを予定する証券会社又は登録金融機関のうち主たるものの名称その他の事項で公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを記載した書類(以下「発行登録書」という。)を内閣総理大臣に提出して、当該有価証券の募集又は売出しを登録することができる。ただし、その発行の際にその取得の申込みの勧誘が第二十三条の十三第一項に規定する適格機関投資家向け勧誘(同項本文の規定の適用を受けるものに限る。)に該当するものであつた有価証券の売出し(当該有価証券に関して開示が行われている場合を除く。)及びその発行の際にその取得の申込みの勧誘が同条第三項に規定する少数人数向け勧誘(同項本文の規定の適用を受けるものに限る。)に該当するものであつた有価証券の売出し(当該有価証券に関して開示が行われている場合を除く。)を予定している場合は、この限りでない。

②・③ (略)

④ 発行登録を行つた有価証券の発行者である会社は、第五条第四項に規定する要件を満たすため必要があるときは、第二十四条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による有価証券報告書を提出する義務が消滅した後においても、引き続き同条第一項に規定する有価証券報告書及びその添付書類を提出することができる。

第二十三条の四 発行登録を行つた日以後当該発行登録がその効力を失うこととなる日前において、発行登録書において前条第二項の規定により参照すべき旨記載されている参照書類と同種の書類が新たに提出されたときその他当該発行登録に係る発行登録書及びその添付書類(以下この条において「発行登録書類」という。)に記載された事項につき公益又は投資者保護のためその内容を訂正する必要があるものとして内閣府令で定める事情があるときは、当該発行登録をした者(以下「発行登録者」という。)は、内閣府令で定めるところにより訂正発行登録書を内閣総理大臣に提出しなければならぬ。当該事情がない場合において、発行登録者が当該発行登録書類のうち訂正を必要とするものがあると認めるときも、同様とする。この場合においては、発行予定額の増額、発行予

定期間の変更その他の内閣府令で定める事項を変更するための訂正を行うことはできない。

第二十三条の七 前条第一項に定める発行予定期間を経過する日前において発行予定額全額の有価証券の募集又は売出しが終了したときは、発行登録者は、内閣府令で定めるところによりその旨を記載した発行登録取下届出書を内閣総理大臣に提出して、発行登録を取り下げなければならない。

(略)

第二十三条の八 発行登録者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社又は登録金融機関は、発行登録によりあらかじめその募集又は売出しが登録されている有価証券については、当該発行登録がその効力を生じており、かつ、当該有価証券の募集又は売出しごとにその発行価額又は売出価額の総額、発行条件又は売出条件その他の事項で公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを記載した書類（以下「発行登録追補書類」という。）が内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に提出されていなければ、これを募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けてはならない。ただし、有価証券の募集又は売出しごとの発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものについては、この限りでない。

② (略)

③ 第四条第四項及び第五項の規定は、第一項ただし書の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しが行われる場合について準用する。この場合において、同条第四項中「当該特定募集等に係る」とあるのは、「当該募集若しくは売出しに係る」と、「当該特定募集等が」とあるのは、「当該募集又は売出しが」と、同条第五項中「当該特定募集等に係る」とあるのは、「当該」と、「当該特定募集等が」とあるのは、「当該募集又は売出しが」と、「当該特定募集等に関する」とあるのは、「当該募集又は売出しに関する」と、「開示が行われている場合における第三項に規定する有価証券の売出しでその売出価額の総額が一億円未満のもの及び第一項第三号に掲げる有価証券の募集又は売出しでその発行価額」とあるのは、「発行価額」と、「以下のもの」とあるのは、「以下の有価証券の募集又は売出し」と読み替えるものとする。

(略)

第二十三条の九 内閣総理大臣は、発行登録書（当該発行登録書に係る参照書類を含む。）及びその添付書類若しくは第二十三条の四の規定による訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。）に形式上の不備があり、又はこれらの書類に記載すべき重要な事項の記載が不十分であると認めるときは、これらの書類の提出者に対し、訂正発行登録書の提出を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

② (略)

⑤ (略)

第二十三条の十 内閣総理大臣は、発行登録書（当該発行登録書に係る参照書類を含む。）及びその添付書類、第二十三条の四若しくは前条第一項の規定による訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。）又は発行登録追補書類（当該発行登録追補書類に係る参照書類を含む。）及びその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、いつでも、当該書類の提出者に対し、訂正発行登録書の提出を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続

の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

② (略)

⑤ 前各項の規定は、内閣総理大臣が、第一項の規定により提出される訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。）のうち重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が欠けていることを発見した場合に準用する。

第二十三条の十二 第六条の規定は、発行登録書及びその添付書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びその添付書類が提出された場合に準用する。

② (略)

③ 第十五条（第一項を除く。）の規定は、発行登録を行った有価証券の募集又は売出しについて準用する。この場合において、同条第二項中「第十三条第二項及び第四項」とあるのは「第二十三条の十二第二項において準用する第十三条第二項及び第四項」と、同条第三項中「第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じた日」とあるのは「発行登録の効力が生じており、かつ、それに係る発行登録追補書類が提出された日」と、「第十条第一項又は第十一条第一項」とあるのは「第二十三条の十第三項又は第二十三条の十一第一項」と読み替えるものとする。

⑧ (略)

第二十四条 有価証券の発行者である会社は、その会社が発行者である有価証券（政令で定める有価証券（以下この条において「特定有価証券」という。）を除く。第一号から第三号までを除き、以下この条において同じ。）が次に掲げる有価証券のいずれかに該当する場合には、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該会社の商号、当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書（以下「有価証券報告書」という。）を、当該事業年度経過後三月以内（当該会社が外国会社である場合には、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内）に、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、当該有価証券が第四号に掲げる有価証券に該当する場合において、その発行者である会社の資本の額が当該事業年度の末日において五億円未満であるとき、及び当該事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が政令で定める数未満であるとき、並びに当該有価証券が第三号又は第四号に掲げる有価証券に該当する場合において有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして政令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 証券取引所に上場されている有価証券

二 流通状況が前号に掲げる有価証券に準ずるものとして政令で定める有価証券

三 その募集又は売出しにつき第四条第一項本文若しくは第二項本文又は第二十三条の八第一項本文の規定の適用を受けた有価証券（前二号に掲げるものを除く。）

四 当該会社が発行する有価証券（株券その他の政令で定める有価証券に限る。）で、当該事業年度又は当該事業年度の開始の前四年以内に開始した事業年度のいずれかの末日におけるその所有者の数が政令で定める数以上であるもの（前三号に掲げるものを

除く。)

② (略)

③ 第一項本文の規定の適用を受けない会社が発行者である有価証券が同項第一号から第三号までに掲げる有価証券に該当することとなつたとき(内閣府令で定める場合を除く。)は、当該会社は、内閣府令で定めるところにより、その該当することとなつた日の属する事業年度の直前事業年度に係る有価証券報告書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

④ (略)

⑤ 第一項から第三項までの規定は、特定有価証券が第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券のいずれかに該当する場合について準用する。この場合において、同項本文中「事業年度」とあるのは、「当該特定有価証券につき、内閣府令で定める期間(以下この条において「特定期間」という。)(こと」と、「当該事業年度」とあるのは、「当該特定期間」と、同項ただし書中「当該有価証券が第四号に掲げる有価証券に該当する場合において、その発行者である会社の資本の額が当該事業年度の末日において五億円未満であるとき、及び当該事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が政令で定める数未満であるとき、並びに当該有価証券が第三号又は第四号」とあるのは、「当該有価証券が第三号」と、第二項中「有価証券の」とあるのは、「特定有価証券の」と、第三項中「第一項本文」とあるのは、「第五項において準用する第一項本文」と、「有価証券が」とあるのは、「特定有価証券が」と、「その該当することとなつた日」とあるのは、「当該特定有価証券につき、その該当することとなつた日」と、「事業年度」とあるのは、「特定期間」と読み替えるものとする。

⑥ (略)

⑦ 第六条の規定は、第一項から第三項まで(これらの規定を第五項において準用する場合を含む。)及び前項の規定により有価証券報告書及びその添付書類が提出された場合について準用する。

第二十四条の二 第七条、第九条第一項及び第十条第一項の規定は、有価証券報告書及びその添付書類について準用する。この場合において、第七条中「第四条第一項又は第二項又は第二項の規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条の規定による届出書類」とあるのは、「有価証券報告書及びその添付書類」と、「届出者」とあるのは、「有価証券報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは、「訂正報告書」と、第九条第一項中「届出者」とあるのは、「有価証券報告書の提出者」と、「訂正届出書の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四条第一項又は第二項の規定による届出の効力の停止」とあるのは、「訂正報告書の提出」と読み替えるものとする。

(略)

第六条の規定は、第一項において準用する第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により有価証券報告書又はその添付書類について訂正報告書が提出された場合に準用する。

第二十四条の五 第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を提出しななければならない会社(第二十三条の三第四項の規定により当該有価証券報告書を提出した会社を含む。第四項において同じ。)は、その事業年度が一年である場合には、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該事業年度が開始した日以後六月間の当該会社の属する企業集団及び当該会社の経理の状況その他

事業の内容に関する重要な事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書（以下「半期報告書」という。）を、当該期間経過後三月以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

（略）

③ 前二項の規定は、第二十四条第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社（第二十三条の三第四項の規定により当該有価証券報告書を提出した会社を含む。次項において同じ。）について準用する。この場合において、第一項中「その事業年度」とあるのは「当該特定有価証券（第二十四条第一項に規定する特定有価証券をいう。）に係る特定期間（同条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。以下この項において同じ。）と、「事業年度」とあるのは「特定期間」と、当該事業年度」とあるのは「当該特定期間」と、前項中「有価証券の」とあるのは「特定有価証券の」と読み替えるものとする。

第二十四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社は、その会社が発行者である有価証券の募集又は売出しが外国において行われるとき、その他公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める場合に該当することとなつたときは、内閣府令で定めるところにより、その内容を記載した報告書（以下「臨時報告書」という。）を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

第七条、第九条第一項及び第十条第一項の規定は半期報告書及び臨時報告書について、第二十二条の規定は半期報告書及び臨時報告書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合について、それぞれ準用する。この場合において、第七条中「第四条第一項又は第二項の規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条の規定による届出書類」とあるのは「半期報告書（第二十四条の五第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書をいう。以下この条、第九条第一項、第十条第一項及び第二十二條において同じ。）又は臨時報告書（第二十四条の五第五項に規定する臨時報告書をいう。以下この条、第九条第一項、第十条第一項及び第二十二條において同じ。）と、「届出者」とあるのは「半期報告書又は臨時報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第九条第一項中「届出者」とあるのは「半期報告書又は臨時報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、第十条第一項中「届出者」とあるのは「半期報告書又は臨時報告書の提出者」と、「訂正届出書の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四条第一項又は第二項の規定による届出の効力の停止」とあるのは「訂正報告書の提出」と、第二十二條第一項中「有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を取得した者（募集又は売出しに応じて取得した者を除く。）」とあるのは「半期報告書又は臨時報告書の提出者が発行者である有価証券を取得した者」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十四条の五第五項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第六条の規定は、第一項（第三項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定により半期報告書又は臨時報告書が提出された場合及び前項において準用する第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定によりこれらの報告書の訂正報告書が提出された場合について準用する。

第二十四条の六 証券取引所に上場されている株券、流通状況が証券取引所に上場されている株券に準ずるものとして政令で定める株券その他政令で定める有価証券（以下この条、第二十七条の二十二の二から第二十七条の二十二の四まで及び第六十七條において

「上場株券等」という。）の発行者である会社は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十二条ノ二第一項の規定による定時総会の決議又は株式の消却の手續に關する商法の特例に關する法律（平成九年法律第五十五号）第三条第一項に規定する取締役会の決議があつた場合には、内閣府令で定めるところにより、当該決議があつた定時総会の終結した日又は当該取締役会の決議があつた日から当該定時総会の決議後又は当該取締役会の決議後最初の決算期に關する定時総会（以下この項において「次期総会」という。）が終結する日までの期間を三月ごとに区分した各期間（最後に三月未満の区分した期間が生じた場合、その区分した期間が十日以内であるときは当該区分した期間はその直前の区分した期間に含まれるものとし、その区分した期間が十一日以上三月未満であるときは当該区分した期間をもつて一の区分した期間とするほか、最初の区分した期間にあつては当該決議があつた定時総会が終結した日の当該終結時までの間を除き、最後の区分した期間にあつては当該次期総会の終結時までの間とする。以下同じ。）ごとに、当該定時総会の決議又は当該取締役会の決議に基づいて当該各期間中に行つた自己の株式に係る上場株券等（次項において「自己株券等」という。）の買付けの状況（買付けを行わなかつた場合を含む。）に關する事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書を、当該各期間經過後十五日以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

② 上場株券等の発行者である会社は、商法第二百十二条第一項の規定による株式の消却のための自己株券等の買付け等（買付けその他の有償の譲受けをいう。以下この項及び第二十七条の二十二の二から第二十七条の二十二の四までにおいて同じ。）又は同法第二百二十二条第一項の規定により発行された株式のうち利益をもつて消却されることが発行時において定められているもの（第二十七条の二十二の二第一項において「償還株式」という。）の消却のための自己株券等の買付け等を行つたときは、当該買付け等を行つた日の属する月の翌月十五日までに、当該月中に行つた当該買付け等の状況に關する事項その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項を記載した報告書を、内閣総理大臣に提出しなければならない。

③ 第七条、第九条第一項及び第十条第一項の規定は前二項に規定する報告書（以下「自己株券買付状況報告書」という。）について、第二十二条の規定は自己株券買付状況報告書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合について、それぞれ準用する。この場合において、第七条中、「第四条第一項又は第二項の規定による届出の日以後当該届出がその効力を生ずることとなる日前において、第五条の規定による届出書類」とあるのは、「自己株券買付状況報告書（第二十四条の六第一項又は第二項に規定する報告書をいう。以下この条、第九条第一項、第十条第一項及び第二十二條において同じ。）」と、「届出者」とあるのは、「自己株券買付状況報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは、「訂正報告書」と、第九条第一項中「届出者」とあるのは、「自己株券買付状況報告書の提出者」と、「訂正届出書」とあるのは、「訂正報告書」と、第十条第一項中「届出者」とあるのは、「自己株券買付状況報告書の提出者」と、「訂正届出書の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四条第一項又は第二項の規定による届出の効力の停止」とあるのは、「訂正報告書の提出」と、第二十二条第一項中、「前条第一項第一号及び第三号に掲げる者」とあるのは、「当該自己株券買付状況報告書を提出した会社その他の提出の時に於ける役員」と、「有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を取得した者（募集又は売出しに応じて取得した者を除く。）」とあるのは、「自己株券買付状況報告書の提出者が発行者である有価証券を取得した者」と、同条第二項中、「前条第二項第一号又は第二号」とあるのは、「前条第二項第一号」と、「前項」とあるのは、「第二十四条の六第三項において準用する前項」と

読み替えるものとする。

第六条の規定は、第一項又は第二項の規定により自己株券買付状況報告書が提出された場合及び前項において準用する第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により当該報告書の訂正報告書が提出された場合について準用する。

第二十五条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる書類を、これらの書類を受理した日から当該各号に定める期間を経過する日（当該各号に掲げる訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書にあつては、当該訂正の対象となつた当該各号に掲げる第五条第一項及び第五項の規定による届出書及びその添付書類、同条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類、発行登録書及びその添付書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書、臨時報告書又は自己株券買付状況報告書に係る当該経過する日）までの間、公衆の縦覧に供しななければならない。

一 第五条第一項及び第五項の規定による届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書（同条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書を除く。） 五年
二 第五条第四項の規定の適用を受ける届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書 一年
三 発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書 発行登録が効力を失うまでの期間

四 有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書 五年

五 半期報告書及びその訂正報告書 三年

六 臨時報告書及びその訂正報告書 一年

七 自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書 一年

② 有価証券の発行者で前項各号に掲げる書類を提出したものは、これらの書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、当該発行者の本店及び主要な支店に備え置き、これらの書類を内閣総理大臣に提出した日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しななければならない。

③ 証券取引所及び政令で定める証券業協会は、第六条（第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及び前条第四項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定により提出された第一項各号に掲げる書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、その事務所に備え置き、これらの書類の写しの提出があつた日から当該各号に掲げる期間を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しななければならない。

④ 有価証券の発行者がその事業上の秘密の保持の必要により前三項に規定する書類（第一項第七号に掲げる書類及び前二項の規定による第一項第七号に掲げる書類の写しを除く。）の一部について公衆の縦覧に供しないことを内閣総理大臣に申請し、内閣総理大臣が当該申請を承認した場合においては、前三項の規定にかかわらず、その一部は、公衆の縦覧に供しないものとする。

⑤ （略）

第二十七条 第五条から第十三条まで、第十五条から第二十四条の五まで、第二十五条及び前条の規定は、発行者が会社以外の者である場合に準用する。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

第二十七条の三 前条第一項本文の規定により同項に規定する公開買付け（以下この節において「公開買付け」という。）によつて株

券等の買付け等を行わなければならない者は、内閣府令で定めるところにより、当該公開買付けについて、その目的、買付け等の価格、買付け予定の株券等の数、買付け等の期間その他の内閣府令で定める事項を、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙（以下この章及び第四十九条第三項において「日刊新聞紙」という。）に掲載して公告しなければならない。

② 前項の規定による公告（以下この節において「公開買付開始公告」という。）を行った者（以下この節において「公開買付者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、当該公開買付開始公告を行った日に、次に掲げる事項を記載した書類及び内閣府令で定める添付書類（以下この節並びに第六十七条、第九十七条及び第九十八条において「公開買付届出書」という。）を内閣総理大臣に提出をしなければならない。ただし、当該提出をしなければならない日が日曜日その他内閣府令で定める日に該当するとき、これらの日の翌日に提出するものとする。

一 買付け等の価格、買付け予定の株券等の数、買付け等の期間、買付け等に係る受渡しその他の決済及び公開買付者が買付け等に付した条件（以下この節において「買付条件等」という。）

二 当該公開買付開始公告をした日以後において当該公開買付けに係る株券等の買付け等を公開買付けによらないで行う契約がある場合には、当該契約の内容

三 公開買付けの目的、公開買付者に関する事項その他の内閣府令で定める事項

（略）

④ 公開買付者は、当該公開買付届出書を提出した後、直ちに当該公開買付届出書の写しを、当該公開買付けに係る株券等の発行者である会社（当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該会社が発行者である株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。）に送付するとともに、当該公開買付けに係る株券等が次の各号に掲げる株券等に該当する場合は、当該各号に掲げる株券等の区分に応じ、当該各号に定める者に送付しなければならない。この場合において、当該写しの送付に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

一 証券取引所に上場されている株券等 当該証券取引所

二 流通状況が前号に掲げる株券等に準ずるものとして政令で定める株券等 政令で定める証券業協会

第二十七条の五 公開買付者等は、公開買付期間（公開買付開始公告を行った日から公開買付けによる買付け等の期間の末日までをい、当該期間を延長した場合には、延長した期間を含む。以下この節において同じ。）中においては、公開買付けによらないで当該公開買付けに係る株券等の発行者である会社が発行者である株券等の買付け等を行ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 （略）

二 第二十七条の二第七項第一号に掲げる者（同項第二号に掲げる者に該当するものを除く。）が、内閣府令で定めるところにより、同項第二号に掲げる者に該当しない旨の申出を内閣総理大臣に行つた場合

三 （略）

第二十七条の八 公開買付届出書（その訂正届出書を含む。以下この条において同じ。）を提出した公開買付者は、内閣府令で定めるところにより、当該公開買付届出書に形式上の不備があり、記載された内容が事実と相違し、又はそれに記載すべき事項若しくは誤

解を生じさせないために必要な事実の記載が不十分であり、若しくは欠けていると認めるときは、訂正届出書を内閣総理大臣に提出しなければならぬ。

② 公開買付届出書を提出した日以後当該公開買付期間の末日までの間において、買付条件等の変更その他の公開買付届出書に記載すべき重要な事項の変更その他当該公開買付届出書の内容を訂正すべき内閣府令で定める事情があるときは、当該公開買付届出書を提出した公開買付者は、内閣府令で定めるところにより、直ちに、訂正届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

③ 内閣総理大臣は、次に掲げる事実が明らかであると認めるときは、公開買付届出書を提出した公開買付者に対し、期限を指定して訂正届出書の提出を命ずることができる。

一 公開買付届出書に形式上の不備があること。

二 公開買付届出書に記載された買付条件等がこの節の規定に従っていないこと。

三 訂正届出書に記載された買付条件等の変更が第二十七条の六第三項の規定に違反していること。

四 公開買付届出書に記載すべき事項の記載が不十分であること。

④ 内閣総理大臣は、前項の規定による場合を除き、次に掲げる事実を発見した場合には、当該公開買付届出書を提出した公開買付者に対し、期限を指定して訂正届出書の提出を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

一 公開買付届出書に記載された重要な事項について虚偽の記載があること。

二 公開買付届出書に記載すべき重要な事項又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていること。

⑤ (略)

⑥ 第二十七条の三第四項の規定は、第一項から第四項までの規定により訂正届出書が提出された場合について準用する。

⑦⑧ (略)

第二十七条の九 (略)

② 公開買付者は、公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、当該株券等の売付け等を行おうとする者に対し、内閣府令で定めるところにより、公開買付説明書を交付しなければならない。

③ 公開買付者は、前条第一項から第四項までの規定により訂正届出書を提出した場合には、直ちに、内閣府令で定めるところにより、公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している者に対して、訂正した公開買付説明書を交付しなければならない。

第二十七条の十 公開買付けに係る株券等の発行者である会社又はその役員（以下この節において「対象会社等」という。）は、内閣府令で定めるところにより、公開買付期間中において当該公開買付けに関する意見を公表し、又は当該会社の株主に対し表示した場合には、直ちに、当該意見の内容その他の内閣府令で定める事項を記載した書類（以下「意見表明報告書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。

② 第二十七条の八第一項から第五項までの規定は、意見表明報告書について準用する。この場合において、同条第一項中「訂正届出書」とあるのは、「訂正報告書」と、「公開買付者」とあるのは、「第二十七条の十第一項に規定する対象会社等」と、同条第二項中「

買付条件等の変更」とあるのは、「公開買付けに関する意見の変更」と、「公開買付者」とあるのは、「第二十七条の十第一項に規定する対象会社等」と、「訂正届出書」とあるのは、「訂正報告書」と、同条第三項及び第四項の規定中、「公開買付者」とあるのは、「第二十七条の十第一項に規定する対象会社等」と、「訂正届出書」とあるのは、「訂正報告書」と、同条第五項中、「第三項の規定による処分」とあるのは、「第二十七条の十第二項において準用する第三項の規定による処分」と、「訂正届出書」とあるのは、「訂正報告書」と、前項の規定による処分」とあるのは、「同条第二項において準用する前項の規定による処分」と読み替えるものとする。

公開買付けに係る対象会社等が意見表明報告書を提出したときは、直ちに当該意見表明報告書の写しを、当該公開買付けに係る公開買付者（当該意見表明報告書を提出した日において、当該公開買付者以外の者で既に当該会社が発行者である株券等に係る公開買付届出書を提出している者がある場合には、当該提出している者を含む。）に送付するとともに、当該公開買付けに係る株券等が第二十七条の三第四項各号に掲げる株券等に該当する場合は、当該各号に掲げる株券等の区分に応じ、当該各号に定める者に送付しなければならぬ。

前項の規定は、第二項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定により訂正報告書が提出された場合について準用する。

第二十七条の十一（略）

②（略）

③ 前項の規定による公告又は公表を行った者は、内閣府令で定めるところにより、当該公告又は公表を行った日に、前項に規定する公告の内容その他の内閣府令で定める事項を記載した書類（以下この節並びに第六十七條、第九十七條及び第九十八條において「公開買付撤回届出書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。

④ 第二十七条の三第四項の規定は、公開買付撤回届出書について準用する。この場合において、同項中、「発行者である会社（当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該会社が発行者である株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。）」とあるのは、「発行者である会社」と読み替えるものとする。

⑤（略）

第二十七条の十三（略）

② 前項本文の規定による公告又は公表を行った公開買付者は、内閣府令で定めるところにより、当該公告又は公表を行った日に、当該公告又は公表の内容その他の内閣府令で定める事項を記載した書類（以下この節並びに第九十七條及び第九十八條において「公開買付報告書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。

③ 第二十七条の三第四項並びに第二十七条の八第一項から第六項までの規定は、公開買付報告書について準用する。この場合において、第二十七条の三第四項中、「発行者である会社（当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該会社が発行者である株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。）」とあるのは、「発行者である会社」と、「第二十七条の八第一項中、「訂正届出書」とあるのは、「訂正報告書」と、同条第二項中、「当該公開買付期間の末日までの間において、買付条件等の変更その他の公開買付届出書に記載すべき重要な事項の変更その他当該公開買付届出書の内容を訂正すべき内閣府令で定める事情がある」とあるのは、「第二十七条の十三第五項に規定するあん分比例方式により買付け等をする株券等の数が確定した

「と、訂正届出書」とあるのは、「訂正報告書」と、同条第三項中「訂正届出書」とあるのは、「訂正報告書」と、「買付条件等がこの節の規定」とあるのは、「買付け等に係る受渡しその他の決済が第二十七条の十三 第四項及び第五項の規定」と、「買付条件等の変更が第二十七条の六第三項の規定」とあるのは、「買付け等をする株券等の数の計算の結果が第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例方式」と、同条第四項中「訂正届出書」とあるのは、「訂正報告書」と、同条第五項中「第三項の規定による処分」とあるのは、「第二十七条の十三第三項において準用する第三項及び前項の規定による処分」と、「末日（当該末日後に提出される訂正届出書に係る処分にあつては、当該末日の翌日から起算して五年を経過した日）後は、することができないものとし、前項の規定による処分は、当該末日」とあるのは、「末日」と、同条第六項中「第一項から第四項まで」とあるのは、「第二十七条の十三第三項において準用する第一項から第四項まで」と、「訂正届出書」とあるのは、「訂正報告書」と読み替えるものとする。

④（略）

第二十七条の十四 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、公開買付届出書（その訂正届出書を含む。次条第一項において同じ。）及び公開買付撤回届出書並びに公開買付報告書及び意見表明報告書（これらの訂正報告書を含む。次条第一項において同じ。）を、これらの書類を受理した日から当該公開買付けに係る公開買付期間の末日の翌日以後五年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しななければならない。

② 前項に規定する書類を提出した者は、内閣総理大臣が同項の規定によりこれらの書類を公衆の縦覧に供している間は、これらの書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、その者の本店又は主たる事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しななければならない。

③ 証券取引所及び政令で定める証券業協会は、内閣総理大臣が第一項の規定により同項の書類を公衆の縦覧に供している間は、第二十七条の三第四項（第二十七条の八第六項、第二十七条の十一第四項及び前条第三項において準用する場合を含む。）及び第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により送付された書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、その事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しななければならない。

④（略）

② 第二十七条の二十二の二（略）

第二十七条の二第二項から第六項まで、第二十七条の三（第二項第二号を除く。）、第二十七条の四、第二十七条の五（各号列記以外の部分に限る。第五項及び第二十七条の二十二の三第五項において同じ。）、第二十七条の六から第二十七条の九まで（第二十七条の八第六項、第十項及び第十二項を除く。）、第二十七条の十一から第二十七条の十五まで（第二十七条の十一第四項並びに第二十七条の十三第三項及び第四項第一号を除く。）、第二十七条の十七、第二十七条の十八、第二十七条の二十一第一項及び前条第一項の規定は、前項の規定により公開買付けによる買付け等を行う場合について準用する。この場合において、これらの規定（第二十七条の三第四項及び第二十七条の十一第一項ただし書を除く。）中「株券等」とあるのは、「上場株券等」と、第二十七条の二第六項中「売付け等（売付けその他の有償の譲渡をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは、「売付け等」と、第二十七条の三第二項中「次に」とあるのは、「第一号及び第三号に」と、同条第三項中「公開買付者、その特別関係者（第二十七条の二第七項に規定する特別関係者をいう。以下この節において同じ。）」その他政令で定める関係者」とあるのは、「公開買付者その他政令で定める関係者」と、同条第四項前段中「当該公開買付けに係る株券等の発行者である会社（当該公開買付届出書を提出した日において、既に当

該会社が発行者である株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。）に送付するとともに、当該公開買付けに係る株券等が次の各号に掲げる株券等に該当する場合は、当該各号に掲げる株券等の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは、「次の各号に掲げる当該公開買付けに係る上場株券等の区分に応じ、当該各号に定める者に送付するとともに、当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該公開買付者である会社が発行者である株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者」と、同項各号中「株券等」とあるのは、「上場株券等」と、第二十七条の五ただし書中「次に掲げる」とあるのは、「政令で定める」と、第二十七条の十一第一項ただし書中「公開買付者が公開買付開始公告及び公開買付届出書において公開買付けに係る株券等の発行者である会社の業務若しくは財産に関する重要な変更その他の公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情（政令で定めるものに限る。）が生じたときは公開買付けの撤回等を行うことがある旨の条件を付した場合又は公開買付者に関し破産その他の政令で定める重要な事情の変更が生じた」とあるのは、「当該公開買付けにより当該上場株券等の買付け等を行うことが他の法令に違反することとなる場合又は他の法令に違反することとなるおそれがある事情として政令で定める事情が生じた」と、第二十七条の十三第四項中「次に」とあるのは、「第二号に」と、第二十七条の十四第一項中「及び意見表明報告書（これらの」とあるのは、「（その」と、同条第三項中「及び第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定」とあるのは、「の規定」と、第二十七条の十五第一項中「公開買付報告書又は意見表明報告書」とあるのは、「又は公開買付報告書」と、同条第二項中「公開買付者等及び対象会社等」とあるのは、「公開買付者等」と、前条第一項中「公開買付者又はその特別関係者」とあるのは、「公開買付者」と読み替えるものとする。

第二十七条の三第四項の規定は、前項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定により訂正届出書が提出された場合について準用する。この場合において、第二十七条の三第四項前段中「当該公開買付けに係る株券等の発行者である会社（当該公開買付届出書を提出した日において、既に当該会社が発行者である株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者を含む。）に送付するとともに、当該公開買付けに係る株券等が次の各号に掲げる株券等に該当する場合は、当該各号に掲げる株券等の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは、「次の各号に掲げる当該公開買付けに係る上場株券等の区分に応じ、当該各号に定める者に送付するとともに、当該訂正届出書を提出した日において、既に当該公開買付者である会社が発行者である株券等に係る公開買付届出書の提出をしている者がある場合には、当該提出をしている者」と、同項各号中「株券等」とあるのは、「上場株券等」と読み替えるものとする。

④ 公開買付者（第二項において準用する第二十七条の三第二項に規定する公開買付者をいう。以下この節において同じ。）は、公開買付撤回届出書（第二項において準用する第二十七条の十一第三項に規定する公開買付撤回届出書をいう。以下この節において同じ。）又は公開買付報告書（第二項において準用する第二十七条の十三第二項に規定する公開買付報告書をいう。以下この節において同じ。）を提出した後、直ちに当該公開買付撤回届出書又は公開買付報告書の写しを、第二項において準用する第二十七条の三第四項各号に掲げる当該公開買付けに係る上場株券等の区分に応じ、当該各号に定める者に送付しなければならない。この場合において、当該写しの送付に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

⑤・⑥（略）

⑦ 第二十七条の八第一項から第五項までの規定は、公開買付報告書について準用する。この場合において、第二十七条の八第一項中

「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第二項中「当該公開買付期間の末日までの間において、買付条件等の変更その他の公開買付届出書に記載すべき重要な事項の変更その他当該公開買付届出書の内容を訂正すべき内閣府令で定める事情がある」とあるのは「第二十七条の二十二の第二項において準用する第二十七条の十三第五項に規定するあん分比例方式により買付け等をする上場株券等の数が確定した」と、「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第三項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、「買付条件等がこの節の規定」とあるのは「買付け等に係る受渡しその他の決済が第二十七条の二十二の第二項において準用する第二十七条の十三第四項（第一号を除く。）及び第二十七条の十三第五項の規定」と、「買付条件等の変更が第二十七条の六第三項の規定」とあるのは「買付け等をする上場株券等の数の計算の結果が第二十七条の二十二の第二項において準用する第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例方式」と、同条第四項中「訂正届出書」とあるのは「訂正報告書」と、同条第五項中「第三項の規定による処分」とあるのは「第二十七条の二十二の第二第七項において準用する第三項及び前項の規定による処分」と、「末日（当該末日後に提出される訂正届出書に係る処分にあつては、当該末日の翌日から起算して五年を経過した日）後は、することができないものとし、前項の規定による処分は、当該末日」とあるのは「末日」と読み替えるものとする。

⑧ 第四項の規定は、前項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書について準用する。この場合において、第四項中「公開買付撤回届出書（第二項において準用する第二十七条の十一第三項に規定する公開買付撤回届出書をいう。以下この節において同じ。）又は公開買付報告書（第二項において準用する第二十七条の十三第二項に規定する公開買付報告書をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「訂正報告書（第七項において準用する第二十七条の八第一項から第四項までの規定による訂正報告書をいう。）」と、「公開買付撤回届出書又は公開買付報告書」とあるのは「訂正報告書」と読み替えるものとする。

⑨（略）

第二十七条の二十三 株券、転換社債券その他の政令で定める有価証券（以下この項において「株券関連有価証券」という。）で証券取引所に上場されているもの（流通状況がこれに準ずるものとして政令で定める株券関連有価証券を含む。）の発行者である会社が発行者（内閣府令で定める有価証券については、内閣府令で定める者。第二十七条の三十第二項を除き、以下この章において同じ。）である対象有価証券（当該対象有価証券に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る対象有価証券の売買において買主としての地位を取得するものに限る。）を表示する第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券その他の当該対象有価証券に係る権利を表示するものとして政令で定めるものを含む。以下この章において「株券等」という。）の保有者が当該株券等に係るその株券等保有割合が百分の五を超えるもの（以下この章において「大量保有者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、株券等保有割合に関する事項、取得資金に関する事項、保有の目的その他の内閣府令で定める事項を記載した報告書（以下「大量保有報告書」という。）を大量保有者となつた日から五日（日曜日その他政令で定める休日の日数は、算入しない。第二十七条の二十五第一項において同じ。）以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、第四項に規定する保有株券等の総数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合については、この限りでない。

②（略）

第二十七条の二十五 大量保有報告書を提出すべき者は、大量保有者となつた日の後に、株券等保有割合（第二十七条の二十三第四項

に規定する株券等保有割合をいう。以下この章において同じ。）が百分の一以上増加し又は減少した場合（保有株券等の総数の増加又は減少を伴わない場合を除く。以下この章において同じ。）その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合は、内閣府令で定めるところにより、その日から五日以内に、当該変更に係る事項に関する報告書（以下「変更報告書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、株券等保有割合が百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された株券等保有割合が百分の五以下であるものを既に提出している場合その他の内閣府令で定める場合については、この限りでない。

（略）

③ 大量保有報告書又は変更報告書を提出する日の前日までに、新たに変更報告書を提出しなければならない事由が生じた場合には、当該変更報告書は、第一項本文の規定にかかわらず、提出されていないこれらの書類の提出と同時に内閣総理大臣に提出しなければならない。

④ 大量保有報告書又は変更報告書を提出した者は、これらの書類に記載された内容が事実と相違し、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が不十分であり、若しくは欠けていると認めるときは、訂正報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

第二十七条の二十六 証券会社、銀行、信託会社その他の内閣府令で定める者（第三項に規定する基準日を内閣総理大臣に届け出た者に限る。）が保有する株券等で当該株券等の発行者である会社の事業活動を支配することを保有の目的としないもの（株券等保有割合が内閣府令で定める数を超えた場合及び保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合を除く。）又は国、地方公共団体その他の内閣府令で定める者（第三項に規定する基準日を内閣総理大臣に届け出た者に限る。）が保有する株券等（以下この条において「特例対象株券等」という。）に係る大量保有報告書は、第二十七条の二十三第一項本文の規定にかかわらず、株券等保有割合が初めて百分の五を超えることとなつた基準日における当該株券等の保有状況に関する事項で内閣府令で定めるものを記載したものを、内閣府令で定めるところにより、当該基準日の属する月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

② 特例対象株券等に係る変更報告書（当該株券等が特例対象株券等以外の株券等になる場合の変更に係るものを除く。）は、第二十七条の二十五第一項本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までに、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 前項の大量保有報告書に係る基準日の後の基準日における株券等保有割合が当該大量保有報告書に記載された株券等保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の当該大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該後の基準日の属する月の翌月十五日

二 当該大量保有報告書に係る基準日の属する月の末日において株券等保有割合が大幅に増加し又は減少した場合として内閣府令で定める基準に該当することとなつた場合 当該末日の属する月の翌月十五日

三 変更報告書に係る基準日の後の基準日における株券等保有割合が当該変更報告書に記載された株券等保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の当該大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該後の基準日の属する月の翌月十五日

四 前三号に準ずる場合として内閣府令で定める場合 内閣府令で定める日

③ 前二項の基準日とは、特例対象株券等の保有者が内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に届出をした三月ごとの月の末日をいう。

第二十七条の二十七 株券等の保有者は、大量保有報告書若しくは変更報告書又はこれらの訂正報告書を提出したときは、遅滞なく、これらの書類の写しを当該株券等の発行者である会社及び次の各号に掲げる株券等の区分に応じ当該各号に定める者に送付しなければならない。

一 証券取引所に上場されている株券等の発行者である会社が発行者である株券等 当該証券取引所

二 流通状況が前号に掲げる株券等に準ずるものとして政令で定める株券等の発行者である会社が発行者である株券等 政令で定める証券業協会

第二十七条の二十八 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、大量保有報告書及び変更報告書並びにこれらの訂正報告書を、これらの書類を受領した日から五年間、公衆の縦覧に供しなければならない。

② 証券取引所及び政令で定める証券業協会は、前条の規定により送付された前項に規定する書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、その事務所に備え置き、これらの書類の写しの送付を受けた日から五年間、公衆の縦覧に供しなければならない。

③ 大量保有報告書若しくは変更報告書又はこれらの訂正報告書に記載された取得資金に関する事項について、当該資金が銀行、信託会社その他政令で定める金融機関（以下この項において「銀行等」という。）からの借入れによる場合（内閣府令で定める場合を除く。）には、内閣総理大臣は、第一項の規定にかかわらず、当該銀行等の名称を公衆の縦覧に供しないものとし、これらの書類を提出した者は、当該銀行等の名称を削除してこれらの書類の写しを送付するものとする。

第二十七条の二十九 第九条第一項及び第十条第一項の規定は、大量保有報告書及び変更報告書について準用する。この場合において、同項中「提出を命じ、必要があると認めるときは、第四条第一項又は第二項の規定による届出の効力の停止」とあるのは、「提出」と読み替えるものとする。

前二条の規定は、前項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定により大量保有報告書又は変更報告書につき訂正報告書が提出された場合について準用する。

金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）（抄）

「中央省庁等改革関係法施行法第四十九条の施行後（平成十二年七月一日）」

（定義）

第二条（略）

2・3（略）

4 この法律において、「金融先物取引」とは、金融先物取引所の定める基準及び方法に従い、金融先物市場において行われる次に掲げ

る取引をいう。

一 当事者が将来の一定の時期において通貨等及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的となつて、当該通貨等の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

二 当事者があらかじめ金融指標の数値として約定する数値（以下「約定数値」という。）と将来の一定の時期における現実の当該金融指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

三 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利（以下「金融オプション」という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

イ 第一号に掲げる取引

ロ 前号に掲げる取引（これに準ずる取引で金融先物取引所の定めるものを含む。）

5）8（略）

9 この法律において「金融先物取引業」とは、業として金融先物取引等の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受けること（以下「金融先物取引等の受託等」という。）をいう。

10（略）

（定款）

第十一条 発起人は、金融先物取引所の定款を作成し、これに次の事項を記載して署名しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 基本金及び出資に関する事項

五 会員の資格、加入及び脱退に関する事項

六・七（略）

八 経費及び損失の負担に関する事項

九 役員に関する事項

十 会議に関する事項

十一 規則の作成に関する事項

十二 業務の執行に関する事項

十三・十四（略）

十五 会計に関する事項

十六 公告の方法

（会員の欠格事由）

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることができない。

一 法人でない者

二 第七十九条第一項の規定により第五十六条の許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない法人又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。第五号において「許可等」という。）を取り消され、その取消の日から五年を経過しない法人

三 この法律又はこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人

四 第五十四条第一項の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による命令（これに相当する外国の法令によるその他の行政処分を含む。次号りにおいて同じ。）により除名され、その除名の日から五年を経過しない法人

五 役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ この法律又はこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ 金融先物取引業者が第七十九条第一項の規定により第五十六条の許可を取り消された場合において、その取消の日前三十日以内に当該金融先物取引業者の役員であつた者で当該取消の日から五年を経過しないもの

ヘ この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている第五十六条の許可と同種の許可等を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該許可等を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消の日から五年を経過しないものを含む。）

ト 第五十三条第二項、第五十四条第二項若しくは第七十九条第二項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による命令（これに相当する外国の法令によるその他の行政処分を含む。）により解任され、その解任の日から五年を経過しない者

チ （略）

リ 第五十四条第一項の規定に相当する外国の法令の規定による命令により除名され、その除名の日から五年を経過しない者（当該除名された者が法人である場合においては、当該除名の日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該除名の日から五年を経過しないものを含む。）

（出資及び責任）

第二十条 会員は、定款の定めるところにより、出資しなければならない。

2 会員の出資額は、均一でなければならない。

3 6 （略）

(法定脱退)

第二十四条 前条に規定する場合のほか、会員は、次の事由によつて脱退する。

一 第十九条各号のいずれかに該当することとなつたこと。

二 解散

三 除名

(役員の選任)

第三十条 (略)

2 (略)

3 理事長は、定款に特別の定めがある場合には、理事の過半数の同意を得て、定款で定める数の理事を選任する。

4 (略)

(取引の開始の届出)

第三十八条 金融先物取引所は、取引対象通貨等の別に取引を行うことができることとなつた日後最初にその取引を開始したときは、遅滞なく、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。

(相場等の報告等)

第四十三条 金融先物取引所は、総理府令で定めるところにより、毎日の当該金融先物取引所の開設する金融先物市場における相場その他の事項を遅滞なく金融再生委員会に報告しなければならない。

2 (略)

(仮装取引等の禁止)

第四十四条 何人も、金融先物取引に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 三 (略)

四 前三号に掲げる行為の委託又は受託をすること。

五 (略)

(金融先物取引所等に対する監督上の処分)

第五十三条 (略)

2 金融再生委員会は、不正の手段により役員となつた者のあることを発見したとき、又は役員がこの法律等若しくは定款に違反したときは、金融先物取引所に対し当該役員の解任を命ずることができる。

(契約締結前の書面の交付)

第六十九条 金融先物取引業者は、金融先物取引等の受託等を内容とする契約(以下この節及び第八十条において「受託契約」という。)を締結しようとするときは、総理府令で定めるところにより、あらかじめ、顧客(銀行その他の総理府令で定める者を除く。)に対し受託契約の概要その他の総理府令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、当該受託契約の締結前総理府令で定める期間内に当該顧客に当該書面を交付した場合には、この限りでない。

(禁止行為)

第七十四條 金融先物取引業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供して受託契約の締結を勧誘すること。
- 二 顧客に対し、損失の全部若しくは一部を負担することを約し、又は利益を保証して、受託契約の締結を勧誘すること。
- 三 件数、対価の額その他の総理府令で定める事項について、顧客の同意を得ないで定めることができることを内容とする受託契約を締結すること。
- 四 受託契約を締結しないで、金融先物取引等の申込み又は取次ぎ等をし、顧客を威迫することによりその追認を求めること。
- 五 受託契約に基づく金融先物取引等の申込み又は取次ぎ等を行うことその他の当該受託契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
- 六 受託契約に基づく委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は委託証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他の不正の手段により取得すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、金融先物取引等の受託等に関する行為であつて、委託者の保護に欠け、又は金融先物取引等の受託等の公正を害するものとして総理府令で定めるもの

(立入検査等)

第七十七條 金融再生委員会は、公益又は委託者の保護のため必要があるときは、金融先物取引業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、金融先物取引業者の営業所若しくは事務所に入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 金融再生委員会は、公益又は委託者の保護のため必要があるときは、金融先物取引業者と取引する者に対し、当該金融先物取引業者の業務又は財産に関して報告又は資料の提出を命じることができる。

3 第五十二条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による立入検査又は質問について準用する。

(金融先物取引業協会)

第八十五條 金融先物取引業者は、委託者の保護を図るとともに、金融先物取引業の健全な発展に資することを目的として、金融先物取引業者を会員とし、その名称中に金融先物取引業協会という文字を用いる民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 前項に規定する法人(以下この節において「協会」という。)は、会員(以下この節において「協会員」という。)の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(変更等の届出)

第八十八條の二 協会は、当該協会の役員又は協会員に異動があつたときは、遅滞なく、その旨を金融再生委員会に届け出なければならない。協会の規則(定款を除く。)の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

(立入検査等)

第九十條 金融再生委員会は、この節の規定の施行に必要な限度において、協会に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは

資料の提出を命じ、又は当該職員に、協会の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第五十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

(受託等のための不正行為の禁止)

第九十一条の二 何人も、金融先物取引等の受託等のため、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。

第九十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五条又は第六条第二項の規定に違反した者

二 第四十五条の規定による制限に違反した者

三 第六十二条の認可を受けずに第五十八条第一項第四号に掲げる事項を変更した者

四 第九十一条の三の規定に違反した者

民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

第三十八条 社団法人ノ定款ハ総社員ノ四分ノ三以上ノ同意アルトキニ限り之ヲ変更スルコトヲ得但定款ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス

(略)

第四十四条 法人ハ理事其他ノ代理人カ其職務ヲ行フニ付キ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

法人ノ目的ノ範圍内ニ在ラサル行為ニ因リテ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其事項ノ議決ヲ賛成シタル社員、理事及ヒ之ヲ履行シタル理事其他ノ代理人連帯シテ其賠償ノ責ニ任ス

第五十条 法人ノ住所ハ其主タル事務所ノ所在地ニ在ルモノトス

第五十一条 法人ハ設立ノ時及ヒ毎年初ノ三ヶ月内ニ財産目録ヲ作り常ニ之ヲ事務所ニ備ヘ置クコトヲ要ス但特ニ事業年度ヲ設クルモノハ設立ノ時及ヒ其年度ノ終ニ於テ之ヲ作ルコトヲ要ス

社団法人ハ社員名簿ヲ備ヘ置キ社員ノ変更アル毎ニ之ヲ訂正スルコトヲ要ス

第五十四条 理事ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第五十五条 理事ハ定款、寄附行為又ハ總會ノ決議ニ依リテ禁止セラレサルトキニ限り特定ノ行為ノ代理ヲ他人ニ委任スルコトヲ得

第五十七条 法人ト理事トノ利益相反スル事項ニ付テハ理事ハ代理權ヲ有セス此場合ニ於テハ前条ノ規定ニ依リテ特別代理人ヲ選任スルコトヲ要ス

第六十条 社団法人ノ理事ハ少クトモ毎年一回社員ノ通常總會ヲ開クコトヲ要ス

第六十一条 社団法人ノ理事ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ臨時總會ヲ招集スルコトヲ得

總社員ノ五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求ヲ為シタルトキハ理事ハ臨時總會ヲ召集スルコトヲ要ス但此定數八定款ヲ以テ之ヲ増減スルコトヲ得

第六十二條 總會ノ召集ハ少クトモ五日前ニ其會議ノ目的タル事項ヲ示シ定款ニ定メタル方法ニ從ヒテ之ヲ為スコトヲ要ス

第六十三條 社団法人ノ事務ハ定款ヲ以テ理事其他ノ役員ニ委任シタルモノヲ除ク外總會ノ決議ニ依リテ之ヲ行フ

第六十四條 總會ニ於テハ第六十二條ノ規定ニ依リテ予メ通知ヲ為シタル事項ニ付テノミ決議ヲ為スコトヲ得但定款ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス

第六十五條 各社員ノ表決權ハ平等ナルモノトス

總會ニ出席セサル社員ハ書面ヲ以テ表決ヲ為シ又ハ代理人ヲ出タスコトヲ得

前二項ノ規定ハ定款ニ別段ノ定アル場合ニハ之ヲ適用セス

第六十六條 社団法人ト或社員トノ關係ニ付キ議決ヲ為ス場合ニ於テハ其社員ハ表決權ヲ有セス

第六十九條 社団法人ハ總社員ノ四分ノ三以上ノ承諾アルニ非サレハ解散ノ決議ヲ為スコトヲ得但定款ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス

第七十條 法人力其債務ヲ完済スルコト能ハサルニ至リタルトキハ裁判所ハ理事若クハ債權者ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ破産ノ宣告ヲ為ス

前項ノ場合ニ於テ理事ハ直チニ破産宣告ノ請求ヲ為スコトヲ要ス

第七十三條 解散シタル法人ハ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ其清算ノ結了ニ至ルマテ尚ホ存続スルモノト看做ス

第七十四條 法人力解散シタルトキハ破産ノ場合ヲ除ク外理事其清算人ト為ル但定款若クハ寄附行為ニ別段ノ定アルトキ又ハ總會ニ於テ他人ヲ選任シタルトキハ此限ニ在ラス

第七十五條 前條ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキトキ又ハ清算人ノ欠ケタル為メ損害ヲ生スル虞アルトキハ裁判所ハ利害關係人若クハ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任スルコトヲ得

第七十六條 重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ利害關係人若クハ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第七十八條 清算人ノ職務左ノ如シ

一 現務ノ結了

二 債權ノ取立及ヒ債務ノ弁済

三 残余財産ノ引渡

清算人ハ前項ノ職務ヲ行フ為メニ必要ナル一切ノ行為ヲ為スコトヲ得

第七十九條 清算人ハ其就職ノ日ヨリ二个月内ニ少クトモ三回ノ公告ヲ以テ債權者ニ對シ一定ノ期間内ニ其請求ノ申出ヲ為スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス但其期間ハ二个月ヲ下ルコトヲ得ス

前項ノ公告ニハ債權者力期間内ニ申出ヲ為ササルトキハ其債權ハ清算ヨリ除斥セラルヘキ旨ヲ附記スルコトヲ要ス但清算人ハ知レタル債權者ヲ除斥スルコトヲ得ス

清算人ハ知レタル債權者ニハ各別ニ其申出ヲ催告スルコトヲ要ス

第八十条 前条ノ期間後ニ申出テタル債権者ハ法人ノ債務完済ノ後未タ帰属権利者ニ引渡ササル財産ニ対シテノミ請求ヲ為スコトヲ得
第八十一条 清算中ニ法人ノ財産力其債務ヲ完済スルニ不足ナルコト分明ナルニ至リタルトキハ清算人ハ直チニ破産宣告ノ請求ヲ為シ
テ其旨ヲ公告スルコトヲ要ス

清算人ハ破産管財人ニ其事務ヲ引渡シタルトキハ其任ヲ終ハリタルモノトス

本条ノ場合ニ於テ既ニ債権者ニ支払ヒ又ハ帰属権利者ニ引渡シタルモノアルトキハ破産管財人ハ之ヲ取戻スコトヲ得

第八十二条 法人ノ解散及ヒ清算ハ裁判所ノ監督ニ屬ス

裁判所ハ何時ニテモ職權ヲ以テ前項ノ監督ニ必要ナル検査ヲ為スコトヲ得

第八十三条 清算力結了シタルトキハ清算人ハ之ヲ主務官庁ニ届出ツルコトヲ要ス

非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）（抄）

第三十五条 仮理事又ハ特別代理人ノ選任ハ法人ノ主たる事務所所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

法人ノ解散及ヒ清算ノ監督ハ其主たる事務所所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

第三十六条 裁判所ハ特ニ選任シタル者ヲシテ法人ノ監督ニ必要ナル検査ヲ為サシムルコトヲ得

第三十七条ノ二 第二百二十九条ノ三及ヒ第二百二十九条ノ四ノ規定ハ裁判所力法人ノ清算人又ハ第三十六条ノ規定ニ依リ検査ヲ為スヘキ
者ヲ選任シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十六条 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八条、第七十条ノ二第一項但書、第七十三條第四項、第七十八條、第
二百四條ノ四第一項、第二百七條第二項、第二百三十七條第二項、第二百四十五條ノ三第三項、第二百四十六條第二項、第二百五
十八條第二項、第二百六十三條第四項、第二百八十条ノ八第三項、第二百八十条ノ十八第二項及ヒ第二百八十二條第三項、其準用規
定、同法第二百五十三條第二項、第七十三條第一項、第八十一条第一項、第二百三十七條ノ二、第二百六十條ノ四第四項、第二百
八十条ノ八第一項、第二百九十一条第二項、第二百九十三條ノ八第一項及ヒ第二百九十四條、有限会社法（昭和十三年法律第七十四
号）第八條第一項但書、第十二條ノ二第一項、第二十八條ノ二第一項、第四十四條ノ三第一項、第四十五條及ヒ第五十二條ノ三第一
項並ニ株券等ノ保管及び振替に關する法律（昭和五十九年法律第三十号）第三十二條第七項ニ定メタル事件ハ会社（親会社（商法第
二百一十一條ノ二第一項（有限会社法第二十四條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ニ規定スル親会社ヲ謂フ
以下之ニ同ジ）ノ株主又ハ社員ガ子会社（商法第二百一十一條ノ二第一項ニ規定スル子会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ書類ニ付キ申請ヲ
為シタルトキハ子会社）ノ本店所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

（略）

第二百二十七條 検査役ノ選任ノ申請ハ書面ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

申請書ニ左ノ事項ヲ記載シ申請人之ニ署名捺印スベシ但署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコトヲ得

- 一 申請ノ事由
 - 二 検査ノ目的
 - 三 年月日
 - 四 裁判所ノ表示
- 第二百二十八条 検査役ノ報告ハ書面ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス
 裁判所ハ検査ニ付キ説明ヲ必要トスルトキハ検査役ヲ審訊スルコトヲ得
- 第二百二十九条 商法第七十三条第四項又ハ第二百八十条ノ八第三項ノ規定ニ依ル裁判ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ為スヘシ
 裁判所ハ裁判ヲ為ス前發起人又ハ現物出資ヲ為ス者及ヒ取締役ノ陳述ヲ聴クヘシ
 發起人又ハ現物出資ヲ為ス者及ヒ取締役ハ第一項ノ裁判ニ対シテ即時抗告ヲ為スコトヲ得
- 第二百二十九条ノ三 商法第七十三条第一項、第八十一条第一項、第二百三十七条ノ二第一項、第二百四十六条第二項、第二百八十条ノ八第一項又ハ第二百九十四条第一項ノ規定ニ依リ裁判所力検査役ヲ選任シタル場合ニ於テハ会社ヲシテ之ニ報酬ヲ与ヘシムルコトヲ得其額ハ取締役及ヒ監査役ノ陳述ヲ聴キ裁判所之ヲ定ム
- 第二百二十九条ノ四 前二条ノ裁判ニ対シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得
- 第二百三十二条ノ二 商法第七十八条(同法第二百八十条ノ十四第一項及ヒ第三百四十一条ノ十六第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)
 ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ其事由ヲ疏明シ總發起人又ハ總取締役之ヲ為スヘシ
 前条ノ規定ハ前項ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス
- 第二百三十二条ノ三 前条ノ規定ハ商法第二百七十七条第二項(同法第四項、同法第二百二十条、第三百六十二条第一項、第三百七十一条第一項、第三百七十七条第一項及ヒ第四百十六條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル許可ノ申請ニ付キ之ヲ準用ス
- 第二百三十三条ノ二 商法第二百八十条ノ十八第二項ノ規定ニ依ル申請ハ新株発行ヲ無効トスル判決力確定シタル日ヨリ六个月内ニ之ヲ為スコトヲ要ス
- 審問ハ前項ノ期間ヲ經過シタル後ニ非サレハ之ヲ為スコトヲ得ス
 数個ノ申請事件力同時ニ繫属スルトキハ審問及ヒ裁判ハ併合シテ之ヲ為スコトヲ要ス
- 第一項ノ申請アリタルトキハ裁判所ハ遅滞ナク其旨ヲ公告スルコトヲ要ス
 前項ノ公告ハ登記事項ノ公告ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス
- 第二百三十五条ノ六 会社ノ設立ヲ無効トスル判決力確定シタルトキハ受訴裁判所ハ会社ノ本店及ヒ支店ノ所在地ノ登記所ニ其登記ノ囑託ヲ為スヘシ
- 第二百三十五条ノ七 前条ノ規定ハ会社ノ株式交換、株式移転又ハ合併ヲ無効トスル判決力確定シタル場合ニ之ヲ準用ス
- 第二百三十五条ノ八 第二百二十九条第一項、第二百二十九条ノ四及ヒ第三百三十二条ノ五第三項ノ規定ハ商法第百十一条第三項(同法第四百七条及ヒ第四百十五條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル裁判ニ付キ之ヲ準用ス
- 第二百三十五条ノ二十五 会社ノ整理ハ裁判所ノ監督ニ属ス
 裁判所ハ会社ノ業務ヲ監督スル官庁ニ対シ意見ヲ求メ又ハ調査ヲ囑託スルコトヲ得

前項ノ官庁ハ裁判所ニ対シ意見ヲ述フルコトヲ得

第三百三十六條 合名会社、合資会社、株式会社及ヒ有限会社ノ清算ニ関スル事件ハ会社ノ本店所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス銀行又ハ無尽業ヲ営ム会社ノ清算ノ監督亦同シ

第三百三十七條 清算人ノ選任又ハ解任ノ裁判ニ対シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得又裁判所力銀行又ハ無尽業ヲ営ム会社ノ清算ノ監督ニ付キ為シタル命令ニ対シ亦同シ

第三百三十八條 左ニ掲ケタル者ハ清算人トシテ之ヲ選任スルコトヲ得ス

一 未成年者

二 剥奪公権者及ヒ停止公権者

三 裁判所ニ於テ解任セラレタル清算人

四 破産者

第四百十條 本法ノ規定ニ依リ裁判所ガ登記ヲ囑託スルトキハ囑託書ニ裁判ノ謄本ヲ添附スルコトヲ要ス

商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）

第五十六條（略）

（略）

第九十八條（略）
合併ニ因リテ会社ヲ設立スル場合ニ於テハ各会社ヲ代表スベキ社員又ハ取締役定款ニ署名スルコトヲ要ス

第九十八條（略）

解散後ノ会社ハ存立中ノ会社ヲ存続スル会社トスル場合ニ限リ合併ヲ為スコトヲ得

第一百條 会社ハ合併ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ其ノ債権者ニ対シ合併ニ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ベキ旨ヲ官報ヲ以テ公告シ且知レタル債権者ニハ各別ニ之ヲ催告スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

債権者ガ前項ノ期間内ニ異議ヲ述ベザリシトキハ合併ヲ承認シタルモノト看做ス

債権者ガ異議ヲ述ベタルトキハ会社ハ弁済ヲ為シ若ハ相当ノ担保ヲ供シ又ハ其ノ債権者ニ弁済ヲ受ケシムルコトヲ目的トシテ信託

会社ニ相当ノ財産ヲ信託スルコトヲ要ス但シ合併ヲ為スモ其ノ債権者ヲ害スルノ虞ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

第一百二條 会社ノ合併ハ合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リテ設立シタル会社ガ其ノ本店ノ所在地ニ於テ前條ノ登記ヲ為スニ因リテ其ノ効力ヲ生ズ

第一百二十五條 会社ハ弁済期ニ至ラザル債権ト雖モ之ヲ弁済スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ無利息債権ニ付テハ弁済期ニ至ル迄ノ法定利息ヲ加算シテ其ノ債権額ニ達スベキ金額ヲ弁済スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ利息附債権ニシテ其ノ利率ガ法定利率ニ達セザルモノニ之ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於テ八条件附債権、存続期間ノ不確定ナル債権其ノ他価額ノ不確定ナル債権ニ付テ八裁判所ノ選任シタル鑑定人ノ評価ニ從ヒテ之ヲ弁済スルコトヲ要ス

第二百二十六条 会社ニ現存スル財産ガ其ノ債務ヲ完済スルニ不足ナルトキハ清算人ハ弁済期ニ拘ラズ社員ヲシテ出資ヲ為サシムルコトヲ得

第二百二十八条 清算人人数アルトキハ清算ニ関スル行為ハ其ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第二百二十九条 第七十六条及第七十七条ノ規定ハ清算人ニ之ヲ準用ス
業務執行社員ガ清算人ト為リタル場合ニ於テハ從前ノ定ニ從ヒテ会社ヲ代表ス
裁判所ガ数人ノ清算人ヲ選任スル場合ニ於テハ会社ヲ代表スベキ者ヲ定メ又ハ数人が共同シテ会社ヲ代表スベキ旨ヲ定ムルコトヲ得

第二百三十一条 清算人ハ会社ノ債務ヲ弁済シタル後ニ非ザレバ会社財産ヲ社員ニ分配スルコトヲ得ズ但シ争アル債務ニ付其ノ弁済ニ必要ト認ムル財産ヲ留保シテ残余ノ財産ヲ分配スルコトヲ妨ゲズ

第二百六十六条 株式会社ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各發起人之ニ署名スルコトヲ要ス

一 目的
二 商号

三 会社が発行スル株式ノ総数
四 額面株式ヲ発行スルトキハ一株ノ金額

五 削除
六 会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数並ニ額面無額面ノ別及数

七 削除
八 本店ノ所在地

九 会社ガ公告ヲ為ス方法
十 發起人ノ氏名及住所

会社ノ設立ニ際シテ発行スル額面株式ノ一株ノ金額ハ五万円ヲ下ルコトヲ得ズ
会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数ハ会社が発行スル株式ノ総数ノ四分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ
(略)

第六百六十七条 定款ハ公証人ノ認証ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ有セズ

第六百六十八条ノ三 会社ノ設立ニ際シテ発行スル無額面株式ノ発行価額ハ五万円ヲ下ルコトヲ得ズ
第六百七十三条 取締役ハ其ノ選任後遅滞ナク第六百六十八条第一項ニ掲グル事項ヲ調査セシムル為検査役ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ第六百六十八条第一項第五号及第六号ノ財産ノ定款ニ定メタル價格ノ総額ガ資本ノ五分ノ一ヲ超エズ且五百万円ヲ超エザル場合ニ於テハ同項第五号及第六号ニ掲グル事項ニ付テハ之ヲ適用セズ第六百六十八条第一項第五号又ハ第六号ノ財産ガ取引所ノ相

場アル有価証券ナル場合ニ於テ定款ニ定メタル価格ガ其ノ相場ヲ超エザルトキ其ノ財産ニ係ル同項第五号又ハ第六号ニ掲グル事項ニ付亦同ジ

第六十八号第一項第五号又ハ第六号ノ財産ガ不動産ナル場合ニ於テ同項第五号又ハ第六号ニ掲グル事項ガ相当ナルコトニ付弁護士ノ証明ヲ受ケタルトキ其ノ事項ニ付亦前項ニ同ジ此ノ場合ニ於テハ其ノ不動産ニ付不動産鑑定士ノ鑑定評價ヲ受クルコトヲ要ス裁判所ハ検査役ノ報告ヲ聴キ第六十八号第一項ニ掲グル事項ヲ不当ト認メタルトキハ之ニ変更ヲ加ヘテ各發起人ニ通告スルコトヲ得

前項ノ変更ニ服セザル發起人ハ其ノ株式ノ引受ヲ取消スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ定款ヲ変更シテ設立ニ関スル手續ヲ続行スルコトヲ妨グズ

通告後二週間内ニ株式ノ引受ヲ取消シタル者ナキトキハ定款ハ通告ニ從ヒ変更セラレタルモノト看做ス

第七十三条ノ二 取締役及監査役ハ前条第三項前段ノ弁護士ノ証明書及左ノ事項ヲ調査スルコトヲ要ス

一 前条第二項ニ定ムル場合ニ於ケル同項ノ財産ニ付定款ニ定メタル價格ガ相当ナルヤ否ヤ

二 会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ總數ノ引受アリタルヤ否ヤ

三 前号ノ株式ニ付払込及現物出資ノ給付アリタルヤ否ヤ

取締役及監査役ハ前項ノ調査ニ依リ法令若ハ定款ニ違反シ又ハ不当ナル事項アリト認ムルトキハ各發起人ニ其ノ旨ヲ通告スルコトヲ要ス

第七十五条 株式ノ申込ヲ為サントスル者ハ株式申込証ニ其ノ引受クベキ株式ノ數及住所ヲ記載シ之ニ署名スルコトヲ要ス

株式申込証ハ發起人之ヲ作り之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 定款ノ認証ノ年月日及其ノ認証ヲ為シタル公証人ノ氏名

二 第六十六号第一項ニ掲グル事項

三 会社ノ存立ノ時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ規定

四 數種ノ株式ヲ発行スルトキハ其ノ各種ノ株式ノ内容及數

四ノ二 株式ノ讓渡ニ付取締役會ノ承認ヲ要スル旨ヲ定メタルトキハ其ノ規定

四ノ三 取締役又ハ使用人ニ新株ノ引受權ヲ与フベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定

五 開業前ニ利息ヲ配当スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定

六 株主ニ配当スベキ利益ヲ以テ株式ヲ消却スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定

七 第六十八号第一項ニ掲グル事項

八 第六十八号ノ二ニ掲グル事項

九 各發起人が引受ケタル株式ノ額面無額面ノ別、種類、數及引受額

十 払込ヲ取扱フベキ銀行又ハ信託会社

十一 一定ノ時期迄ニ創立總會ガ終結セザルトキハ株式ノ申込ヲ取消スコトヲ得ベキコト

十二 名義書換代理人又ハ登録機關ヲ置キタルトキハ其ノ氏名及住所並ニ營業所

株式申込人ハ株式申込証ニ第一項ニ掲グル事項ノ外左ノ事項ヲモ記載スルコトヲ要ス

一 額面株式及無額面株式ヲ共ニ発行スルトキハ其ノ引受クベキ株式ノ額面無額面ノ別

二 数種ノ株式ヲ発行スルトキハ其ノ引受クベキ株式ノ種類

三 無額面株式ヲ発行シ又ハ額面以上ノ価額ヲ以テ額面株式ヲ発行スルトキハ其ノ引受クベキ株式ノ引受価額

發起人ハ株式申込証ノ交付ニ際シ第二項第十号ニ掲グル銀行又ハ信託会社ノ払込ノ取扱ノ場所ヲ記載シタル書面ヲ交付スルコトヲ要ス但シ株式申込証ニ之ヲ記載シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

民法第九十三条但書ノ規定ハ株式ノ申込ニハ之ヲ適用セズ

第一百七十六條 株式ノ申込ヲ為シタル者ハ發起人ノ割当テタル株式ノ数ニ応ジテ払込ヲ為ス義務ヲ負フ

第一百七十七條 会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ總數ノ引受アリタルトキハ發起人ハ遲滞ナク各株ニ付其ノ発行価額ノ全額ノ払込ヲ為サシムルコトヲ要ス

前項ノ払込ハ第七十五条第四項ノ書面又ハ株式申込証ニ記載シタル払込ノ取扱場所ニ於テ之ヲ為スコトヲ要ス

第一百七十八條 前條第一項ノ払込ヲ取扱フ銀行若ハ信託会社ヲ變更シ又ハ払込金ノ保管替ヲ為スニハ裁判所ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス

第一百七十九條 株式引受人ガ第一百七十七條ノ規定ニ依ル払込ヲ為サザルトキハ發起人ハ期日ヲ定メ其ノ期日迄ニ払込ヲ為サザルトキハ其ノ權利ヲ失フベキ旨ヲ其ノ株式引受人ニ通知スルコトヲ得但シ其ノ通知ハ期日ノ二週間前ニ之ヲ為スコトヲ要ス

發起人ガ前項ノ通知ヲ為シタルモ株式引受人ガ払込ヲ為サザルトキハ其ノ權利ヲ失フ此ノ場合ニ於テ發起人ハ其ノ者ガ引受ケタル株式ニ付更ニ株主ヲ募集スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ株式引受人ニ対スル損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ

第一百八十九條 払込ヲ取扱ヒタル銀行又ハ信託会社ハ發起人又ハ取締役ノ請求ニ依リ払込金ノ保管ニ關シ証明ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ銀行又ハ信託会社ハ其ノ証明シタル払込金額ニ付払込ナカリシコト又ハ其ノ返還ニ關スル制限ヲ以テ会社ニ對抗スルコトヲ得ズ

第一百九十條 株式ノ引受ニ因ル權利ノ讓渡ハ会社ニ対シ其ノ効力ヲ生ゼズ

第一百九十一條 株式ヲ引受ケタル者ハ会社ノ成立後ハ錯誤若ハ株式申込証ノ要件ノ欠缺ヲ理由トシテ其ノ引受ノ無効ヲ主張シ又ハ詐欺若ハ強迫ヲ理由トシテ其ノ引受ヲ取消スコトヲ得ズ創立總會ニ出席シテ其ノ權利ヲ行使シタルトキ亦同ジ

第一百九十二條 会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ニシテ会社ノ成立後仍引受ナキモノアルトキハ發起人及会社成立當時ノ取締役ハ共同シテ之ヲ引受ケタルモノト看做ス株式ノ申込ガ取消サレタルトキ亦同ジ

会社ノ成立後払込又ハ現物出資ノ給付ノ未済ナル株式アルトキハ發起人及会社成立當時ノ取締役ハ連帶シテ其ノ払込ヲ為シ又ハ給付未済財産ノ価額ノ支払ヲ為ス義務ヲ負フ

前項ノ規定ニ依ル払込又ハ支払ヲ為シタル發起人又ハ取締役ハ其ノ払込又ハ支払ノ時ヨリ六月内ニ限り同項ノ株式ヲ引受ケタル者ニ対シ之ヲ自己ニ売渡スベキ旨ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ株式ノ引受価額ヲ以テ売買價格トス

第一百八十六條ノ規定ハ第一項及第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百九十二条ノ二 (略)

第六十八條第一項第五号又第六号ニ掲グル事項ニ付検査役ノ調査ヲ受ケタルトキ八其ノ財産ノ現物出資者及譲渡人ニ非ザル發起人及取締役八前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ財産ニ付同項ノ義務ヲ負フコトナシ

第八十六條ノ規定八第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十五條 取締役又ハ監査役ガ第七十三條ノ二又第八百八十四條第一項及第二項ニ定ムル任務ヲ怠リタルニ因リ会社又ハ第三者ニ対シテ損害賠償ノ責ニ任ズベキ場合ニ於テ發起人モ亦其ノ責ニ任ズベキトキ八其ノ取締役、監査役及發起人ハ之ヲ連帶債務者トス

第二十七條 株式ノ併合ニ因リ一株ニ滿タザル端数ヲ生ズルトキ八其ノ部分ニ付新ニ発行シタル株式ヲ競売シ且其ノ端数ニ応ジテ其ノ代金ヲ従前ノ株主ニ交付スルコトヲ要ス但シ第二百三十條ノ二第一項ノ規定ニ依リ端株原簿ニ記載スベキ端株ノ部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

会社八前項ノ競売ニ代ヘ取引所ノ相場アル株式ハ其ノ相場ヲ以テ之ヲ売却シ取引所ノ相場ナキ株式ハ裁判所ノ許可ヲ得テ競売以外ノ方法ニ依リ之ヲ売却スルコトヲ得

・ (略)

第二百十八條 (略)

前項ノ場合ニ於テハ額面株式一株ノ金額ニ分割後ノ発行済額面株式ノ總数ヲ乘ジタル額八資本ノ額ヲ超ユルコトヲ得ズ且最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純資産額ヲ分割後ノ発行済株式ノ總数ヲ以テ除シタル額八五万円ヲ下ルコトヲ得ズ

(略)

第二百二十二條 会社ハ利益若ハ利息ノ配當、残余財産ノ分配又ハ利益ヲ以テスル株式ノ消却ニ付内容ノ異ル數種ノ株式ヲ発行スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ定款ヲ以テ各種ノ株式ノ内容及數ヲ定ムルコトヲ要ス但シ利益ノ配當ニ關シ優先的内容ヲ有スル種類ノ株式ノ内容中優先シテ配當スベキ額ニ付テハ其ノ上限ノミヲ定ムルヲ以テ足ル

(略)

第二百二十二條ノ二 会社ガ數種ノ株式ヲ発行スル場合ニ於テハ定款ヲ以テ株主ガ其ノ引受ケタル株式ヲ他ノ種類ノ株式ニ轉換スルコトヲ請求シ得ベキ旨ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ定款ヲ以テ轉換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容ヲ定ムルコトヲ要ス轉換ノ条件又ハ轉換ヲ請求シ得ベキ期間ニシテ定款ニ定ナキモノハ会社ノ設立ニ際シテハ發起人全員ノ同意ヲ以テ之ヲ定メ会社ノ成立後ニ於テハ定款ニ株主總會ガ之ヲ決スル旨ノ定アルトキヲ除クノ外取締役會之ヲ決ス

前條第二項ノ規定ニ依リテ定ムル數種ノ株式ノ數ノ中轉換ニ因リテ発行スベキ株式ノ數八前項ノ期間内之ヲ留保スルコトヲ要ス

第二百二十二條ノ四 第二百二十二條ノ二第一項ノ場合ニ於テハ株式申込証又ハ新株引受權證書ニ左ノ事項ヲ掲グルコトヲ要ス

- 一 株式ヲ他ノ種類ノ株式ニ轉換スルコトヲ得ベキコト

- 二 轉換ノ条件

- 三 轉換ニ因リテ発行スベキ株式ノ内容

四 轉換ノ請求ヲ為スコトヲ得ベキ期間

第二百二十五条 株券二八左ノ事項並ニ其ノ番号、発行ノ年月日、株式ノ数及株主ノ氏名ヲ記載シ取締役之ニ署名スルコトヲ要ス

一 (略)

二 会社成立ノ年月日

三 (略)

第二百二十六条 会社八成立後又ハ新株ノ払込期日後遲滞ナク株券ヲ発行スルコトヲ要ス

株券八会社ノ成立後又ハ新株ノ払込期日後ニ非ザレバ之ヲ発行スルコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ違反シテ発行シタル株券八無効トス但シ株券ヲ発行シタル者ニ対スル損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ

第二百四十二条 会社ガ数種ノ株式ヲ発行スル場合ニ於テ八定款ヲ以テ利益ノ配当ニ関シ優先的内容ヲ有スル種類ノ株式ニ付株主ニ議

決權ナキモノトスルコトヲ得但シ其ノ株主八優先的配当ヲ受クル旨ノ議案ガ定時總會ニ提出セラレザルトキハ其ノ總會ヨリ、其ノ議

案ガ定時總會ニ於テ否決セラレタルトキハ其ノ總會ノ終結ノ時ヨリ優先的配当ヲ受クル旨ノ決議アル時迄ハ議決權ヲ有ス

前項但書ノ規定八定款ヲ以テ同項ノ株式ニシテ優先的配当ヲ受ケザル旨ノ決議アリタルトキニ其ノ配当ガ累積スルモノニ付其ノ株

主ガ其ノ決議アリタル定時總會ノ次ノ定時總會ニ優先的配当ヲ受クル旨ノ議案ガ提出セラレザルトキハ其ノ總會ヨリ、其ノ議案ガ其

ノ定時總會ニ於テ否決セラレタルトキハ其ノ總會ノ終結ノ時ヨリ議決權ヲ有スル旨ヲ定ムルコトヲ妨ゲズ

第一項ノ株式ノ總數ハ發行済株式ノ總數ノ三分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二百四十三条 總會ニ於テ八延期又ハ続行ノ決議ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テ八第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ

第二百四十四条 總會ノ議事ニ付テハ議事録ヲ作ルコトヲ要ス

議事録ニハ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並ニ出席シタル取締役之ニ署名スルコトヲ要ス

取締役八第一項ノ議事録ヲ十年間本店ニ、其ノ謄本ヲ五年間支店ニ備置クコトヲ要ス

第二百六十三条第二項ノ規定八前項ニ掲グル書類ニ、同条第四項ノ規定八子会社ノ前項ニ掲グル書類(子会社が有限会社ナルトキ

八有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル同項ニ掲グル書類)ニ之ヲ準用ス

第二百四十五条 会社が左ノ行為ヲ為スニハ第三百四十三条ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要ス

一 營業ノ全部又ハ重要ナル一部ノ讓渡

二 營業全部ノ賃貸、其ノ經營ノ委任、他人ト營業上ノ損益全部ヲ共通ニスル契約其ノ他之ニ準ズル契約ノ締結、変更又ハ解約

三 他ノ会社ノ營業全部ノ讓受

前項ノ行為ノ要領八第二百三十二条ニ定ムル通知ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第二百四十七条 左ノ場合ニ於テハ株主、取締役又ハ監査役ハ訴ヲ以テ總會ノ決議ノ取消ヲ請求スルコトヲ得

一 招集ノ手續又ハ決議ノ方法ガ法令若ハ定款ニ違反シ又ハ著シク不公正ナルトキ

二 決議ノ内容ガ定款ニ違反スルトキ

三 決議ニ付特別ノ利害關係ヲ有スル株主ガ議決權ヲ行使シタルコトニ因リテ著シク不当ナル決議ガ為サレタルトキ

第八十八条、第二百五条第三項第四項及第九十九条ノ規定八前項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第二百四十八条 決議取消ノ訴ハ決議ノ日ヨリ三月内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

口頭弁論ハ前項ノ期間ヲ経過シタル後ニ非ザレバ之ヲ開始スルコトヲ得ズ

第二百四十九条 株主ガ決議取消ノ訴ヲ提起シタルトキハ裁判所ハ会社ノ請求ニ依リ相当ノ担保ヲ供スベキコトヲ命ズルコトヲ得但シ

其ノ株主ガ取締役又ハ監査役ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二百六条第二項ノ規定ハ前項ノ請求ニ之ヲ準用ス

第二百五十一条 決議取消ノ訴ノ提起アリタル場合ニ於テ招集ノ手續又ハ決議ノ方法ガ法令又ハ定款ニ違反スルトキト雖モ裁判所ハ其

ノ違反スル事實ガ重大ナラズ且決議ニ影響ヲ及ボサザルモノト認ムルトキハ請求ヲ棄却スルコトヲ得

第二百五十二条 第八十八条、第二百五条第三項第四項、第九九条、第二百四十九条及第二百五十条ノ規定ハ總會ノ決議ノ存セザルコト

ノ確認ヲ請求スル訴及總會ノ決議ノ内容ガ法令ニ違反スルコトヲ理由トシテ決議ノ無効ノ確認ヲ請求スル訴ニ之ヲ準用ス

第二百五十四条ノ二 左ノ者ハ取締役タルコトヲ得ズ

一・二 (略)

三 本法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律又ハ有限会社法ニ定ムル罪ニ因リ刑ニ処セラレ其ノ執行ヲ終リタル日

又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ二年ヲ経過セザル者

四 (略)

第二百五十八条 (略)

前項ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ依リ一時取締役ノ職務ヲ行フベキ者ヲ選任スルコトヲ得此

ノ場合ニ於テ本店及支店ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第二百六十一条 (略)

(略)

第三十九条第二項、第七十八条及第二百五十八条ノ規定ハ代表取締役ニ之ヲ準用ス

第二百八十条 第二百五十四条、第二百五十四条ノ二、第二百五十六条ノ二、第二百五十七条、第二百五十八条、第二百六十六条第五

項、第二百六十六条ノ三第一項及第二百六十七条乃至第二百六十八条ノ三ノ規定ハ監査役ニ之ヲ準用ス

(略)

第二百八十四条ノ二 (略)

株式ノ発行価額ノ二分ノ一ヲ超エザル額ハ資本ニ組入レザルコトヲ得但シ額面株式ニ付テハ券面額、会社ノ設立ニ際シテ発行スル

無額面株式ニ付テハ五万円ヲ超ユル部分ニ限ル

(略)

第二百八十六条ノ四 新株ヲ発行シタルトキハ其ノ発行ノ為ニ必要ナル費用ノ額ハ之ヲ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上スルコトヲ得此ノ

場合ニ於テハ新株発行ノ後三年内ニ毎決算期ニ於テ均等額以上ノ償却ヲ為スコトヲ要ス

第二百八十八条 会社ハ其ノ資本ノ四分ノ一二達スル迄ハ毎決算期ニ利益ノ処分トシテ支出スル金額ノ十分ノ一以上ヲ、第二百九十三

条ノ五第一項ノ金銭ノ分配ヲ為ス毎二其ノ分配額ノ十分ノ一ヲ利益準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス

第二百八十八条ノ二 左に掲グル金額八之ヲ資本準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス

一 株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額

二 株式交換ヲ為シタル場合ニ於テ第三百五十七条前段ニ規定スル資本増加ノ限度額ガ完全親会社ノ増加シタル資本ノ額ヲ超ユルトキ八其ノ超過額

三 株式移転ヲ為シタル場合ニ於テ第三百六十七条前段ニ規定スル資本ノ限度額ガ設立シタル完全親会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキ八其ノ超過額

四 資本ノ減少ニ依リ減少シタル資本ノ額ガ株式ノ消却又ハ払戻ニ要シタル金額及欠損ノ填補ニ充テタル金額ヲ超ユルトキ八其ノ超過額

五 合併ニ因リ消滅シタル会社ヨリ承継シタル財産ノ価額ガ其ノ会社ヨリ承継シタル債務ノ額、其ノ会社ノ株主ニ支払ヒタル金額及第四百九条ノ二ノ規定ニ依リ其ノ会社ノ株主ニ移転シタル株式ニ付会計帳簿ニ記載シタル価額ノ合計額並ニ存続スル会社ノ増加シタル資本ノ額又ハ合併ニ因リ設立シタル会社ノ資本ノ額ヲ超ユルトキ八其ノ超過額

(略)

第一項第五号ノ超過額中合併ニ因リ消滅シタル会社ノ利益準備金其ノ他会社ニ留保シタル利益ノ額ニ相当スル金額八之ヲ資本準備金ト為サザルコトヲ得此ノ場合ニ於テ八其ノ利益準備金ノ額ニ相当スル金額八之ヲ合併後存続スル会社又ハ合併ニ因リ設立シタル会社ノ利益準備金ト為スコトヲ要ス

第四百八条ノ二 取締役八前条第一項ノ株主總會ノ会日ノ二週間前ヨリ合併ノ日後六月ヲ経過スル日迄左ノ書類ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス

一 合併契約書

二 合併ニ因リテ消滅スル会社ノ株主ニ対スル株式ノ割当ニ関スル事項ニ付其ノ理由ヲ記載シタル書面

三 前条第一項ノ株主總會ノ会日ノ前六月内ノ日ニ於テ作リタル合併ヲ為ス各会社ノ貸借対照表

四 前号ノ貸借対照表ガ最終ノ貸借対照表ニ非ザルトキ八最終ノ貸借対照表

五 合併ヲ為ス各会社ノ最終ノ貸借対照表ト共ニ作リタル損益計算書

六 前号ノ損益計算書ノ外第三号ノ貸借対照表ト共ニ損益計算書ヲ作リタルトキ八其ノ損益計算書

株主及会社ノ債権者八営業時間内何時ニテモ前項ノ書類ノ閲覧ヲ求メ又ハ会社ノ定メタル費用ヲ支払ヒテ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第四百九条 合併ヲ為ス会社ノ一方ガ合併後存続スル場合ニ於テ八合併契約書ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 存続スル会社が合併ニ因リ定款ノ変更ヲ為ストキ八其ノ規定

二 存続スル会社が合併ニ際シテ発行スル新株ノ総数、額面無額面ノ別、種類及数並ニ合併ニ因リテ消滅スル会社ノ株主ニ対スル新株ノ割当ニ関スル事項

三 存続スル会社ノ増加スベキ資本ノ額及準備金ニ関スル事項

四 合併ニ因リテ消滅スル会社ノ株主ニ支払ヲ為スベキ金額ヲ定メタルトキ八其ノ規定

- 五 各会社ニ於テ第四百八条第一項ノ決議ヲ為スベキ株主總會ノ期日
- 六 合併ヲ為スベキ時期
- 七 各会社ガ合併ノ日迄ニ利益ノ配当又ハ第二百九十三条ノ五第一項ノ金銭ノ分配ヲ為ストキハ其ノ限度額
- 八 存続スル会社ニ付合併ニ際シテ就職スベキ取締役又ハ監査役ヲ定メタルトキハ其ノ規定
- 第四百九条ノ二 合併後存続スル会社ハ合併ニ際シテ為ス新株ノ発行ニ代ヘテ其ノ有スル自己ノ株式ニシテ第二百一一条ノ規定ニ依リ相当ノ時期ニ処分ヲ為スコトヲ要スルモノヲ合併ニ因リテ消滅スル会社ノ株主ニ移転スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ移転スベキ株式ノ総数、額面無額面ノ別、種類及数ヲ合併契約書ニ記載スルコトヲ要ス
- 第四百十条 合併ニ因リテ会社ヲ設立スル場合ニ於テハ合併契約書ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
 - 一 合併ニ因リテ設立スル会社ノ定款ノ規定
 - 二 合併ニ因リテ設立スル会社ガ合併ニ際シテ発行スル株式ノ種類及数並ニ各会社ノ株主ニ対スル株式ノ割当ニ関スル事項
 - 三 合併ニ因リテ設立スル会社ノ資本ノ額及準備金ニ関スル事項
 - 四 各会社ノ株主ニ支払ヲ為スベキ金額ヲ定メタルトキハ其ノ規定
 - 五 第四百九条第五号乃至第七号ニ掲グル事項
 - 六 合併ニ因リテ設立スル会社ノ取締役及監査役ノ氏名
- 第四百十二条 会社ハ第四百八条第一項ノ承認ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ其ノ債権者ニ対シ合併ニ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ官報ヲ以テ公告シ且知レタル債権者ニハ各別ニ之ヲ催告スルコトヲ要ス但シ会社ガ其ノ公告ヲ官報ノ外公告ヲ為ス方法トシテ定款ニ定メタル時事ニ関スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙ニ掲ゲテ為ストキハ其ノ催告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ
- 第四百十三条第一項後段、第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第四百十三条ノ二 合併後存続スル会社ノ資本ハ合併ニ因リ消滅スル会社ヨリ承継スル財産ノ価額ヨリ左ノ金額ヲ控除シタル額ヲ限度トシテ之ヲ増加スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ合併ニ際シテ額面株式ヲ発行スルトキハ一株ノ金額ニ其ノ株式ノ総数ヲ乗ジタル額ハ之ヲ資本ニ組入ルルコトヲ要ス
 - 一 消滅スル会社ヨリ承継スル債務ノ額
 - 二 消滅スル会社ノ株主ニ支払ヲ為スベキ金額
 - 三 第四百九条ノ二ノ規定ニ依リ消滅スル会社ノ株主ニ移転スル株式ニ付会計帳簿ニ記載シタル価額ノ合計額
- 合併ニ因リ設立スル会社ノ資本ハ消滅スル会社ヨリ承継スル財産ノ価額ヨリ前項第一号及第二号ノ金額ヲ控除シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ此ノ場合ニ於テ合併ニ因リ設立スル会社ガ合併ニ際シテ額面株式ヲ発行スルトキハ一株ノ金額ニ其ノ株式ノ総数ヲ乗ジタル額、無額面株式ヲ発行スルトキハ五万円ニ其ノ株式ノ総数ヲ乗ジタル額ハ之ヲ資本ニ組入ルルコトヲ要ス
- 第四百十三条ノ三 合併後存続スル会社ガ合併ニ際シテ発行スル新株ノ総数ガ其ノ会社ノ発行済株式ノ総数ノ二十分ノ一ヲ超エザルトキハ其ノ会社ニ於テ第四百八条第一項ノ承認ハ之ヲ得ルコトヲ要セズ但シ合併ニ因リテ消滅スル会社ノ株主ニ支払ヲ為スベキ金額ヲ定メタル場合ニ於テ其ノ金額ガ最終ノ貸借対照表ニ依リ存続スル会社ニ現存スル純資産額ノ五十分ノ一ヲ超ユルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四百九条ノ二ノ規定ニ依リ消滅スル会社ノ株主ニ移転スル株式八前項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ合併ニ際シテ発行スル新株ト看做ス

第一項本文ノ場合ニ於テハ合併契約書ニ存続スル会社ニ付テハ第四百八条第一項ノ承認ヲ得ズシテ合併ヲ為ス旨ヲ記載スルコトヲ要シ、第四百九条第一号及第八号ニ掲グル事項ハ之ヲ記載スルコトヲ得ズ

存続スル会社ハ合併契約書ヲ作りタル日ヨリ二週間内ニ消滅スル会社ノ商号及本店、合併ヲ為スベキ時期並ニ第四百八条第一項ノ承認ヲ得ズシテ合併ヲ為ス旨ヲ公告シ又ハ株主ニ通知スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依ル公告又ハ通知ノ日ヨリ二週間内ニ会社ニ対シ書面ヲ以テ合併ニ反対ノ意思ヲ通知シタル株主ハ会社ニ対シ自己ノ有スル株式ヲ合併契約ナカリセバ其ノ有スベカリシ公正ナル価格ヲ以テ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ハ同項ノ期間ノ滿了ノ日ヨリ二十日以内ニ株式ノ額面無額面ノ別、種類及数ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第二百四十五条ノ三第二項乃至第五項及第二百四十五条ノ四ノ規定ハ第五項ノ場合ニ之ヲ準用ス

存続スル会社ノ発行済株式ノ総数ノ六分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主ガ第五項ノ規定ニ依ル反対ノ意思ノ通知ヲ為シタルトキハ此ノ条ニ定メタル手続ニ依ル合併ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

第一項本文ノ場合ニ於ケル存続スル会社ニ付テノ第四百八条ノ二第一項及第四百十二条第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ第四百八条ノ二第二項中、前条第一項ノ株主總會ノ会日ノ二週間前トアリ及第四百八条ノ二第一項第三号中、前条第一項ノ株主總會ノ会日トアルハ、第四百十二条第一項又ハ第四百十三条ノ三第四項ノ規定ニ依ル公告、催告又ハ通知ノ日中最初ノ日ト、第四百十二条第一項中、第四百八条第一項ノ承認ノ決議ノ日トアルハ、合併契約書ヲ作りタル日トス

第四百十四条 会社が合併ヲ為シタルトキ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ合併後存続スル会社ニ付テハ変更ノ登記、合併ニ因リテ消滅スル会社ニ付テハ解散ノ登記、合併ニ因リテ設立シタル会社ニ付テハ第八百八十八条ニ定ムル登記ヲ為スコトヲ要ス

(略)

第四百十四条ノ二 取締役ハ第四百十二条ニ規定スル手続ノ經過、合併ノ日、合併ニ因リテ消滅シタル会社ヨリ承継シタル財産ノ価額及債務ノ額其ノ他ノ合併ニ関スル事項ヲ記載シタル書面ヲ合併ノ日ヨリ六月間本店ニ備置クコトヲ要ス

第四百八条ノ二第二項ノ規定ハ前項ノ書面ニ之ヲ準用ス

第四百十五条 会社ノ合併ノ無効ハ訴ヲ以テノミ之ヲ主張スルコトヲ得

前項ノ訴ハ各会社ノ株主、取締役、監査役、清算人、破産管財人又ハ合併ヲ承認セザル債権者ニ限り之ヲ提起スルコトヲ得

第八十八条、第一百五條、第一百六條、第一百八條乃至第一百一十一條及第二百四十九條ノ規定ハ第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第四百十七條 会社が解散シタルトキハ合併及破産ノ場合ヲ除クノ外取締役其ノ清算人ト為ル但シ定款ニ別段ノ定アルトキ又ハ株主總會ニ於テ他人ヲ選任シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキトキハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ依リ清算人ヲ選任ス

第四百十九條 清算人ハ就職ノ後遅滞ナク会社財産ノ現況ヲ調査シ財産目録及貸借対照表ヲ作り之ヲ株主總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求

ムルコトヲ要ス

清算人八前項ノ承認ヲ得タル後遅滞ナク財産目録及貸借対照表ヲ裁判所ニ提出スルコトヲ要ス

第四百二十七条 清算事務ガ終リタルトキハ清算人ハ遅滞ナク決算報告書ヲ作り之ヲ株主總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

前項ノ承認アリタルトキハ会社ハ清算人ニ対シテ其ノ責任ヲ解除シタルモノト看做ス但シ清算人ニ不正ノ行為アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四百二十八条 会社ノ設立ノ無効ハ其ノ成立ノ日ヨリ二年内ニ訴ヲ以テノミ之ヲ主張スルコトヲ得

前項ノ訴ハ株主、取締役又ハ監査役ニ限り之ヲ提起スルコトヲ得

第三百三十六条第三項、第三百七十七条及第三百三十八条ノ規定ハ第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス

○ 有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）（抄）

第六十三条 商法第五十六条第三項、第九十八条第二項、第二百二条、第二百三条、第四百八条第一項第二項、第四百八条ノ二乃至第四百

十条、第四百十二条、第四百十三条ノ二、第四百十四条ノ二及第四百十五条ノ規定ハ有限会社ニ之ヲ準用ス但シ同法第四百十五条第

二項ノ規定中監査役ニ関スル部分ハ此ノ限ニ在ラズ

（略）

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

第十五条 会社は、次の各号の一に該当する場合には、合併をしてはならない。

一 当該合併によつて一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合

二 当該合併が不正な取引方法によるものである場合

国内の会社は、合併をしようとする場合において、当該合併をしようとする会社（以下この条において「合併会社」という。）のうち、いずれか一の会社に係る総資産合計額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいずれか一の会社に係る総資産合計額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該合併に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならぬ。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 合併会社のうち、いずれか一の会社が他のすべての会社のそれぞれの発行済の株式の総数の百分の五十を超えて株式を所有して

いる場合

二 合併会社のそれぞれの発行済の株式の総数の百分の五十を超えて株式を所有する会社が同一の会社である場合

前項の規定は、外国会社が合併をしようとする場合に準用する。この場合において、同項中「総資産合計額」とあるのは、「国内売上高」と読み替えるものとする。

第二項（前項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行った会社は、届出受理の日から三十日を経過するまでは、合併をしてはならない。ただし、公正取引委員会は、その必要があると認める場合には、当該期間を短縮することができる。

公正取引委員会は、第十七条の二の規定により当該合併に関し必要な措置を命ずるために、審判開始決定をし、又は勧告する場合には、前項本文に規定する三十日の期間又は同項ただし書の規定により短縮された期間（公正取引委員会が合併会社のうち少なくとも一の会社に対してそれぞれの期間内に公正取引委員会規則で定めるところにより必要な報告、情報又は資料の提出（以下この項において「報告等」という。）を求めた場合においては、前項の届出受理の日から百二十日を経過した日とすべての報告等を受理した日から九十日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間）内に、これをしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第二項（第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により届け出た合併に関する計画のうち、第一項の規定に照らして重要な事項が当該計画において行われることとされている期限までに行われなかつた場合（当該期限から起算して一年以内に本文の審判開始決定をし、又は勧告する場合に限る。）

二 第二項の規定により届け出た合併に関する計画のうち、重要な事項につき虚偽の記載があつた場合

第十六条 会社は、次に掲げる行為をすることにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該行為をしてはならず、及び不公正な取引方法により次に掲げる行為をしてはならない。

一 他の会社の営業の全部又は重要部分の譲受け

二 他の会社の営業上の固定資産の全部又は重要部分の譲受け

三 他の会社の営業の全部又は重要部分の賃借

四 他の会社の営業の全部又は重要部分についての経営の受任

五 他の会社と営業上の損益全部を共通にする契約の締結

会社であつて、その会社に係る総資産合計額が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるもの（第四項において「譲受会社」という。）は、次の各号の一に該当する場合には、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ営業又は営業上の固定資産（以下この条において「営業等」という。）の譲受けに関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。

一 総資産の額が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超える他の国内の会社の営業の全部の譲受けをしようとする場合

二 他の国内の会社の営業の重要部分又は営業上の固定資産の全部若しくは重要部分の譲受けをしようとする場合であつて、当該譲受けの対象部分に係る最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高が十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

前項の規定は、次の各号の一に該当する場合には適用しない。

一 営業等の譲受けをしようとする会社及び当該営業等の譲渡をしようとする会社のうち、いずれか一の会社が他のすべての会社のそれぞれの発行済の株式の総数の百分の五十を超えて株式を所有している場合

二 営業等の譲受けをしようとする会社及び当該営業等の譲渡をしようとする会社のそれぞれの発行済の株式の総数の百分の五十を超えて株式を所有する会社が同一の会社である場合

前二項の規定は、譲受会社が他の外国会社の営業等の譲受けをしようとする場合に準用する。この場合において、第二項第一号中「総資産の額」とあり、同項第二号中「最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高」とあるのは、「国内売上高」と読み替えるものとする。

前条第四項及び第五項の規定は、第二項（前項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る営業等の譲受けの制限及び公正取引委員会がする審判開始決定又は勧告について準用する。この場合において、同条第四項中「合併」とあるのは、「営業又は営業上の固定資産の譲受け」と、同条第五項中「合併に」とあるのは、「営業又は営業上の固定資産の譲受け」と、「合併会社のうち少なくとも一の会社」とあるのは、「営業又は営業上の固定資産の譲受けをしようとする会社」と読み替えるものとする。

商業登記法（昭和三十八年法律第二百一十五号）（抄）

（事務の委任）

第二条 法務大臣は、一の登記所の管轄に属する事務を他の登記所に委任することができる。

（事務の停止）

第三条 登記所においてその事務を停止しなければならない事故が生じたときは、法務大臣は、期間を定めて、その停止を命ずることができる。

（登記官）

第四条 登記所における事務は、法務局若しくは地方方法務局又はその支局若しくは出張所に勤務する法務事務官で、法務局又は地方方法務局長が指定した者が、登記官として取り扱う。

第五条 登記官又はその配偶者若しくは四親等内の親族（配偶者又は四親等内の親族であつた者を含む。以下この項において同じ。）が申請人であるときは、当該登記官は、その配偶者及び四親等内の親族が申請人を代表して申請するときも、同様とする。

2 前項の場合には、登記官は、調書を作り、立会人と共にこれに署名押印しなければならない。

（登記簿等の持出禁止）

第七条 登記簿及びその附属書類は、事変を避けるためにする場合を除き、登記所外に持ち出してはならない。ただし、登記簿の附属

書類については、裁判所の命令又は嘱託があつたときは、この限りでない。

(登記簿の滅失と回復)

第八条 登記簿の全部又は一部が滅失したときは、法務大臣は、一定の期間を定めて、登記の回復に必要な処分を命ずることができる。

(登記簿等の滅失防止)

第九条 登記簿又はその附属書類が滅失するおそれがあるときは、法務大臣は、必要な処分を命ずることができる。

(登記簿等の閲覧)

第十条 何人でも、手数料を納付して、登記簿の閲覧を請求することができる。登記簿の附属書類についても、利害関係がある部分に限り、同様とする。

(謄抄本の交付等)

第十一条 何人でも、手数料を納付して、登記簿の謄本又は抄本の交付を請求することができる。登記事項に変更がないこと、ある事項の登記がないこと又は登記簿の謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明についても、同様とする。

2 何人でも、手数料のほか郵送料を納付して、登記簿の謄本若しくは抄本又は前項後段の規定による証明書の送付を請求することができる。

(印鑑証明)

第十二条 第二十条の規定により印鑑を登記所に提出した者、支配人又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)若しくは会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)による管財人若しくは保全管理人でその印鑑を登記所に提出した者は、手数料を納付して、その印鑑の証明書の交付を請求することができる。

2 前条第二項の規定は、前項の証明書に準用する。

(手数料)

第十三条 前三条の手数料の額は、物価の状況、登記簿の謄本の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令で定める。

2 前三条の手数料の納付は、登記印紙をもつてしなければならない。

(当事者申請主義)

第十四条 登記は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、当事者の申請又は官庁の嘱託がなければ、することができない。

(嘱託による登記)

第十五条 官庁の嘱託による登記の手続については、法令に別段の定めがある場合を除くほか、申請による登記に関する規定を準用する。

(当事者出頭主義)

第十六条 登記の申請は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、当事者又はその代理人が登記所に出頭してしなければならない。

2 官庁による登記の嘱託については、嘱託者又はその代理人は、登記所に出頭することを要しない。

(登記申請の方式)

第十七条 登記の申請は、書面で行わなければならない。

2 申請書には、次の事項を記載し、申請人又はその代表者若しくは代理人が記名押印しなければならない。

一 申請人の氏名及び住所、申請人が会社であるときは、その商号及び本店並びに代表者の氏名及び住所

二 代理人によつて申請するときは、その氏名及び住所

三 登記の事由

四 登記すべき事項

五 登記すべき事項につき官庁の許可を要するときは、許可書の到達した年月日

六 登録免許税の額及びこれにつき課税標準の金額があるときは、その金額

七 年月日

八 登記所の表示

3 会社の支店の所在地においてする登記の申請書には、その支店をも記載しなければならない。

(申請書の添附書面)

第十八条 代理人によつて登記を申請するには、申請書にその権限を証する書面を添附しなければならない。

第十九条 官庁の許可を要する事項の登記を申請するには、申請書に官庁の許可書又はその認証がある謄本を添附しなければならない。

(印鑑の提出)

第二十条 登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなければならない。改印したときも、同様とする。

2 前項の規定は、委任による代理人によつて登記の申請をする場合には、委任をした者又はその代表者について適用する。

3 前二項の規定は、会社の支店の所在地においてする登記の申請については、適用しない。

(受附)

第二十一条 登記官は、登記の申請書を受け取つたときは、受附帳に登記の種類、申請人の氏名、会社が申請人であるときはその商号、受附の年月日及び受附番号を記載し、申請書に受附の年月日及び受附番号を記載しなければならない。

(受領証)

第二十二条 登記官は、登記の申請書その他の書面を受け取つた場合において、申請人の請求があつたときは、受領証を交付しなければならない。

(登記の順序)

第二十三条 登記官は、受附番号の順序に従つて登記をしなければならない。

(申請の却下)

第二十四条 登記官は、次の場合には、理由を附した決定で、申請を却下しなければならない。ただし、申請の不備が補正することが

できるものである場合において、申請人が即日これを補正したときは、この限りでない。

- 一 事件がその登記所の管轄に属しないとき。
- 二 事件が登記すべき事項以外の事項の登記を目的とするとき。
- 三 事件がその登記所においてすでに登記されているとき。
- 四 事件が申請の権限を有しない者の申請によるとき。
- 五 第十六条第一項の規定に違反して、当事者又はその代理人が出頭しないとき。
- 六 申請書が方式に適合しないとき。
- 七 第二十条の規定による印鑑の提出がないとき、又は申請書、委任による代理人の権限を証する書面若しくは第三十条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書に押された印鑑が第二十条の規定により提出された印鑑と異なるとき。
- 八 申請書に必要な書面を添附しないとき。
- 九 申請書又はその添附書面の記載が申請書の添附書面又は登記簿の記載と抵触するとき。
- 十 登記すべき事項につき無効又は取消しの原因があるとき。
- 十一 申請につき經由すべき登記所を経由しないとき。
- 十二 同時にすべき他の登記の申請を同時にしないとき。
- 十三 事件が第二十七条の規定により登記することができない商号の登記又は仮登記を目的とするとき。
- 十四 事件が法令の規定により使用を禁止された商号の登記又は仮登記を目的とするとき。
- 十五 商号の登記を抹消されている会社が商号の登記をしないで他の登記を申請したとき。
- 十六 事件が第三十五条第三項若しくは第三十五条の二第三項の規定に違反し、又は第三十六条第一項ただし書の規定に該当するとき。
- 十七 登録免許税を納付しないとき。

(提訴期間経過後の登記)

第二十五条 登記すべき事項につき訴えをもつてのみ主張することができる無効又は取消しの原因がある場合において、その訴えがその提起期間内に提起されなかつたときは、前条第十号の規定は、適用しない。

2 前項の場合の登記の申請書には、同項の訴えがその提起期間内に提起されなかつたことを証する書面及び登記すべき事項の存在を証する書面を添附しなければならない。この場合には、第十八条の書面を除き、他の書面の添附を要しない。

3 会社は、その本店の所在地を管轄する地方裁判所に、第一項の訴えがその提起期間内に提起されなかつたことを証する書面の交付を請求することができる。

(行政区画等の変更)

第二十六条 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はそれらの名称の変更があつたときは、その変更による登記があつたものとみなす。

(設立の登記)

第五十五条 設立の登記は、会社を代表すべき者の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、定款を添附しなければならない。

(支店所在地における登記)

第五十六条 第十六条第一項の規定は、本店及び支店の所在地において登記すべき事項について支店の所在地においてする登記の申請については、適用しない。

2 前項の登記の申請書には、本店の所在地においてした登記を証する書面を添附しなければならない。この場合には、他の書面の添附を要しない。

3 支店の所在地において商法第六十四条第一項に掲げる事項を登記する場合には、会社成立の年月日並びに支店を設置し、又は移転した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

(本店移転の登記)

第五十七条 本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記の申請は、旧所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。第二十条第一項又は第二項の規定により新所在地を管轄する登記所にする印鑑の提出も、同様とする。

2 前項の登記の申請と旧所在地における登記の申請とは、同時にしなければならない。

3 第一項の登記の申請書には、第十八条の書面を除き、他の書面の添附を要しない。

第五十八条 旧所在地を管轄する登記所においては、前条第二項の登記の申請のいずれかにつき第二十四条各号に掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

2 旧所在地を管轄する登記所においては、前項の場合を除き、遅滞なく、前条第一項の登記の申請書及びその添附書類並びに同項の印鑑を新所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。

3 新所在地を管轄する登記所においては、前項の申請書の送付を受けた場合において、前条第一項の登記をしたとき、又はその登記の申請を却下したときは、遅滞なく、その旨を旧所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。

4 旧所在地を管轄する登記所においては、前項の規定により登記をした旨の通知を受けるまでは、本店移転の登記をすることができない。

5 新所在地を管轄する登記所において前条第一項の登記の申請を却下したときは、旧所在地における登記の申請は、却下されたものとみなす。

第五十九条 第五十六条第三項の規定は、新所在地における登記に準用する。

(解散の登記)

第六十一条 解散の登記において登記すべき事項は、解散の旨、その事由及び年月日とする。

2 定款に定めた事由の発生による解散の登記の申請書には、その事由の発生を証する書面を添附しなければならない。

3 会社を代表すべき清算人の申請に係る解散の登記の申請書には、その資格を証する書面を添附しなければならない。ただし、商法第二百二十九条第二項の規定により会社を代表する清算人については、この限りでない。

(合併の登記)

第六十六条 合併による変更又は設立の登記においては、合併により消滅する会社（以下「消滅会社」という。）の商号及び本店並びに合併した旨をも登記しなければならない。

第六十八条 （略）

2 第五十五条第一項の規定は、前項の登記に準用する。

第六十九条 合併による解散の登記の申請については、合併後存続する会社（以下「存続会社」という。）又は合併により設立した会社（以下「新設会社」という。）を代表すべき者が消滅会社を代表する。

2 本店の所在地における前項の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に存続会社又は新設会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

3 本店の所在地における第一項の登記の申請と第六十六条の登記の申請とは、同時にしなければならない。

4 申請書の添附書面に関する規定並びに第二十条第一項及び第二項の規定は、本店の所在地における第一項の登記の申請については、適用しない。

第七十条 存続会社又は新設会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第三項の登記の申請のいずれにつき第二十四条各号に掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

2 存続会社又は新設会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第二項の場合において、合併による変更又は設立の登記をしたときは、遅滞なく、その登記の日を同項の登記の申請書に記載し、これを消滅会社の本店の所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。

（組織変更の登記）

第七十一条 合名会社が合資会社に組織を変更した場合の合資会社については、会社成立の年月日、合名会社の商号、組織を変更した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

第七十三条 合名会社が合資会社に組織を変更した場合の合名会社についての登記の申請と合資会社についての登記の申請とは、同時にしなければならない。

2 申請書の添附書面に関する規定は、合名会社についての前項の登記の申請については、適用しない。

3 登記官は、第一項の登記の申請のいずれかにつき第二十四条各号に掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

（添附書面の通則）

第七十九条 登記すべき事項につき株主總會、取締役会又は清算人会の決議を要するときは、申請書にその議事録を添付しなければならない。

2 登記すべき事項につき会社に一定の額の純資産が存在し、又は存在しないことを要するときは、申請書に最終の貸借対照表を添付しなければならない。

（合併の登記）

第九十条 合併による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 合併契約書

二 消滅会社の株主総会若しくは社員総会の議事録又は総社員の同意があつたことを証する書面

三 商法第百条第一項（同法第四百七十七条において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告又は同法第四百十二条第一項（有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第六十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告（公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における当該会社にあつては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は合併してもその者を害するおそれがないことを証する書面

四 第六十七条第三号に掲げる書面

五 合併により株式の併合又は分割をしたときは、第八十七条第二号に掲げる書面

六 商法第四百八条第四項又は第五項の場合には、同法第三百五十条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

七 合併により資本を増加するときは、商法第四百十三条ノ二第一項前段に規定する限度額を証する書面

八 合併に際して就任する取締役又は監査役があるときは、就任を承諾したことを証する書面

九 商法第四百十三条ノ三第五項の規定による反対の意思の通知をした株主があるときは、その株主が有する株式の総数を証する書面

面

第九十一条 合併による設立の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 前条第一号から第六号までに掲げる書面

二 第八十条第一号、第八号及び第九号に掲げる書面

三 商法第四百十三条ノ二第二項前段に規定する額を証する書面

（更正）

第一百七条 登記に錯誤又は遺漏があるときは、当事者は、その登記の更正を申請することができる。

2 更正の申請書には、錯誤又は遺漏があることを証する書面を添付しなければならない。ただし、氏名又は住所の更正については、この限りでない。

第一百八条 登記官は、登記に錯誤又は遺漏があることを発見したときは、遅滞なく、登記をした者にその旨を通知しなければならない。ただし、その錯誤又は遺漏が登記官の過誤によるものであるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、登記官は、遅滞なく、監督法務局又は地方法務局長の許可を得て、登記の更正をしなければならない。
らない。

（抹消の申請）

第一百九条 登記が次の各号に該当するときは、当事者は、その登記の抹消を申請することができる。

一 第二十四条第一号から第三号までに掲げる事由があること。

二 登記された事項につき無効の原因があること。ただし、訴えをもつてのみその無効を主張することができる場合を除く。

2 第一百七条第二項の規定は、前項第二号の場合に準用する。

(職権抹消)

第一百十條 登記官は、登記が前条第一項各号に該当することを発見したときは、登記をした者に、一月をこえない一定の期間内に書面で異議を述べないときは登記を抹消すべき旨を通知しなければならない。

2 登記官は、登記をした者の住所又は居所が知れないときは、前項の通知に代え官報で公告しなければならない。

3 登記官は、官報のほか相当と認める新聞紙に同一の公告を掲載することができる。

第一百一十條 登記官は、異議を述べた者があるときは、その異議につき決定をしなければならない。

第一百一十二條 登記官は、異議を述べた者がなく、又は異議を却下したときは、登記を抹消しなければならない。

第一百一十三條 前三條の規定は、本店及び支店の所在地において登記すべき事項の登記については、本店の所在地においてした登記のみ適用する。ただし、支店の所在地における登記のみにつき抹消の事由があるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、登記を抹消したときは、登記官は、遅滞なく、その旨を支店の所在地の登記所に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けたときは、登記官は、遅滞なく、登記を抹消しなければならない。

(電子情報処理組織による事務の取扱い)

第一百一十三條の二 法務大臣の指定する登記所(以下「指定登記所」という。)においては、法務省令の定めるところによりその事務の全部又は一部を電子情報処理組織によつて取り扱うことができる。この場合においては、登記簿は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。)をもつて調製する。

2 前項の指定は、告示してしなければならない。

(登記事項の摘要を記載した書面の交付)

第一百一十三條の三 何人でも、手数料を納付して、前条第一項の登記簿に記録されている事項の摘要を記載した書面の交付を請求することができる。

(登記事項証明書の交付等)

第一百一十三條の四 何人でも、手数料を納付して、第一百一十三條の二第一項の登記簿に記録されている事項を証明した書面(以下「登記事項証明書」という。)の交付を請求し、又は手数料のほか郵送料を納付して、登記事項証明書の送付を請求することができる。

2 指定登記所中別に法務大臣の指定する登記所に備えられた登記簿に記録されている事項を証明した登記事項証明書の交付の請求は、指定登記所中別に法務大臣の指定する他の登記所においてもすることができる。

3 前項の指定は、告示してしなければならない。

4 第一項及び第二項の登記事項証明書の記載事項は、法務省令で定める。

5 登記事項証明書は、第三十八條第二項、第六十七條第三号(第七十七條において準用する場合を含む。)及び第四百四條第三項の規定並びに民事訴訟法(平成八年法律第九号)、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)その他の法令の規定の適用については、登記簿の謄本又は抄本とみなす。

(手数料)

第百十三条の五 前二条の手数料の額は、物価の状況、登記事項証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令で定める。

2 前二条の手数料の納付は、登記印紙をもつてしなければならない。

(支店所在地における登記)

第百十三条の六 指定登記所中別に法務大臣の指定する登記所の管轄区域内に本店を有する会社による本店及び支店の所在地において登記すべき事項について支店の所在地においてする登記の申請は、その支店が指定登記所中別に法務大臣の指定する他の登記所の管轄区域内にあるときは、本店の所在地を管轄する登記所を経由してすることができる。

2 前項の指定は、告示してしなければならない。

3 第一項の規定による登記の申請と本店の所在地における登記の申請とは、同時にしなければならない。

4 申請書の添付書面に関する規定は、第一項の規定による登記の申請については、適用しない。

5 第一項の規定により登記を申請する者は、手数料を納付しなければならない。

6 前項の手数料の額は、物価の状況、次条第二項及び第三項の規定による通知に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令で定める。

7 前条第二項の規定は、第五項の規定による手数料の納付に準用する。

第百十三条の七 本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の登記の申請につき第二十四条各号に掲げる事由があるときは、その申請を却下しなければならない。前条第五項の手数を納付しないときも、同様とする。

2 本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の場合において、本店の所在地において登記すべき事項を登記したときは、遅滞なく、同項の登記の申請があつた旨を支店の所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。ただし、前項の規定によりその申請を却下したときは、この限りでない。

3 前項本文の場合において、前条第一項の登記の申請が設立の登記の申請であるときは、本店の所在地を管轄する登記所においては、会社成立の年月日をも通知しなければならない。

4 前二項の規定による通知があつたときは、第二十一条の規定の適用については、登記官が前条第一項の登記の申請書を受け取つたものとみなす。

(行政手続法の適用除外)

第百十四条 登記官の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(審査請求事由)

第百十四条の二 登記簿の処分を不当する者は、監督法務局又は地方法務局長に審査請求をすることができる。

(審査請求書)

第百十五条 審査請求をするには、登記官に審査請求書を提出しなければならない。

(審査請求事件の処理)

第百十六条 登記官は、審査請求を理由があると認めるときは、相当の処分をしなければならない。

第百十七條 登記官は、審査請求を理由がないと認めるときは、三日以内に、意見を附して事件を監督法務局又は地方法務局長に送付しなければならぬ。

第百十八條 法務局又は地方法務局長は、審査請求を理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか利害関係人に通知しなければならない。

(行政不服審査法の規定の適用除外)

第百十九條 行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項ただし書、第三十条第二項から第六項まで、第三十七条第六項、第四十条 第三項から第六項まで及び第四十三条の規定は、第百十四条の二の審査請求については、適用しない。

(省令への委任)

第百二十條 この法律に定めるもののほか、登記簿の調製、登記申請書の様式及び添附書面その他この法律の施行に関し必要な事項は、法務省令で定める。

外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号) (抄)

(認可業務)

第七條 外国証券会社は、証券取引法第二十八条の規定にかかわらず、金融再生委員会の認可を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 証券取引法第二条第八項第三号の二に掲げる行為を行う業務
 - 二 証券取引法第二条第八項第四号に掲げる行為のうち有価証券の元引受け(同法第二十九条第三項(認可業務)に規定する有価証券の元引受けをいう。)を行う業務
 - 三 証券取引法第二条第八項第七号に掲げる行為を行う業務
- 2・3 (略)

行政手続法(平成五年法律第八十八号) (抄)

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第十三條 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の

名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

- 一 次のいずれかに該当するとき 聴聞
イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。
ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。
ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。
ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。
 - 二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与
- 2 (略)

○ 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）（抄）

〔中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律第二条の施行後（平成十二年七月一日）〕

（任務）

第三条 大蔵省は、次に掲げる事項に関する国の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

- 一 国の財務
- 二 通貨
- 三 外国為替
- 四・五 (略)

（所掌事務）

第四条 大蔵省の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 七十六 (略)
- 七十七 国の財務、通貨及び外国為替に関する国の行政事務及び事業を遂行する観点から行う金融破綻^{たん}処理制度及び金融危機管理に関する調査、企画及び立案をすること。
- 七十八 百二十九 (略)

○ 金融再生委員会設置法（平成十年法律第三百三十号）（抄）

〔中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律第一条の施行後（平成十二年七月一日）〕

(任務)

第三条 金融再生委員会は、国内金融に関する制度等の調査、企画及び立案をするほか、法令の定めるところにより、我が国の金融の機能の安定及びその再生を図るため、金融機関の破綻に対し必要な施策を講ずるとともに、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等の保護並びに金融及び有価証券の流通の円滑を図るため、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等の業務の適切な運営又は経営の健全性が確保されるようこれらの民間事業者等について免許及び検査その他の監督をし、並びに証券取引等の公正が確保されるようその監視をすることを主たる任務とする。

(所掌事務及び権限)

第四条 金融再生委員会の所掌事務は、次に掲げる事務とし、その権限の行使は、その所掌事務の範囲内で法律（法律に基づく命令を含む。）に従ってなされなければならない。

一 十 (略)

十一 証券業を営む者の登録及び検査その他の監督に関すること。

十二 投資者保護基金（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に規定する投資者保護基金をいう。）の設立の認可及び監督に関すること。

十二の二 証券取引法の規定に基づいて、投資者保護基金による返還資金融資に係る適格性の認定を行うこと。

十三 証券金融会社の免許及び検査その他の監督に関すること。

十四 証券投資信託委託業を営む者の認可及び検査その他の監督に関すること。

十五 証券投資法人（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する証券投資法人をいう。）の登録及び検査その他の監督に関すること。

十六 証券取引所の設立の免許及び検査その他の監督に関すること。

十七 証券業協会の設立の認可及び検査その他の監督に関すること。

十八 二十の六 (略)

二十一 金融先物取引業（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）に規定する金融先物取引業をいう。）を営む者の許可及び検査その他の監督に関すること。

二十二 金融先物取引所の設立の免許及び検査その他の監督に関すること。

二十三 金融先物取引業協会の検査その他の監督に関すること。

二十四 三十三 (略)

(所掌事務)

第十八条 金融庁は、第四条第一号及び第一号の二に掲げる事務（金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する調査、企画及び立案を除く。）並びに同条第三号から第三十三号までに掲げる事務（法律（法律に基づく命令を含む。）に基づく金融再生委員会の権限に属する事項に係るものを除く。）をつかさどる。

(証券取引等監視委員会)

第二十三条 証券取引等監視委員会は、第四条第十一号、第十六号、第十七号及び第二十一号から第二十三号までに掲げる事務に係る法律（法律に基づく命令を含む。）に基づきその権限に属させられた事項に係る事務並びに同条第三十二号に掲げる事務をつかさどる。